

美馬市障がい者基本計画（第4期）  
美馬市障がい福祉計画（第7期）・  
障がい児福祉計画（第3期）  
素案

令和5年12月

美馬市



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけと法的根拠.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	5
1 人口と障がい者数.....	5
2 身体障がい者の状況.....	7
3 知的障がい者の状況.....	8
4 精神障がい者の状況.....	9
5 難病（特定疾患）.....	10
6 障がい児の状況.....	11
7 その他各種受給者の状況.....	12
8 障がい支援区分人数の状況.....	13
9 障がいのある人の就職件数・就職率.....	13
第3章 美馬市障がい者基本計画（第4期）.....	14
1 障がい者施策（事業）の進捗状況.....	14
2 実態調査からみた課題.....	16
第4章 障がい者基本計画の基本的考え方.....	35
1 基本理念.....	35
2 施策の基本目標.....	36
3 施策体系.....	38
第5章 障がい者基本計画施策の方向性.....	38
1 啓発・広報・交流.....	39
2 生活支援.....	41
3 生活環境.....	44
4 障がい児福祉の充実.....	47
5 雇用・就業.....	50
6 保健・医療サービスの充実.....	52
7 安全・安心.....	54

第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績.....	56
1 成果目標の進捗状況.....	56
2 サービスの利用状況.....	58
第7章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	63
1 成果目標.....	63
第8章 障がい福祉サービス等の見込み.....	68
1 障がい福祉サービスの見込みと確保のための方策.....	68
2 障がい児通所支援等の見込み.....	75
3 地域生活支援事業の見込み.....	77
第9章 計画の推進に向けて.....	84
1. 施策の推進と取り組み.....	84
2. 推進体制の整備.....	85

※「障害」の「害」の表記について

可能な限り平仮名で表記または他の言葉に置き換えて表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については漢字表記としています。このため、本計画においては、「がい」と「害」が混在する表記となっています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目的にしています。

国では、同条約の締結に向けた国内法の整備として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」を制定（平成23年成立、平成24年施行）し、「障害者基本法」の改正（平成23年）では地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めました。さらに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定（平成24年）による支援対象者の拡大、障がいをもととする差別等の権利侵害行為の禁止と合理的配慮について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定（平成25年成立、平成28年施行）を行い、平成26年に「障害者権利条約」を批准しました。

平成28年には「障害者総合支援法」施行と「児童福祉法」改正により、地域における自立生活を支援するサービスの新設や「障がい児福祉計画」の策定の義務付けが行われました。

厚生労働省では、高齢や障がいといった制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

令和4年には、国が、「障害者権利条約」批准国として行った「政府報告」に対する国連障害者権利委員会からの「総括所見」が公表されました。日本の取り組みに対して、障がい者の権利の促進のための立法措置について一定の評価が得られたものの、幅広い分野にわたり、多くの懸念と勧告が示されています。なかでも障がい者が自立した地域生活へ移行すること、インクルーシブ教育<sup>1</sup>の実現に向けた取り組みについて強く要請されています。このことは、障がい者政策を一層力強く展開していく必要性を示しています。

本市では、総合計画の基本理念である「ともに 未来を つくる」により、誰もが安心して「あたりまえ」の生活ができる「地域共生社会」の実現を目指しています。

障がい者政策においては、障がい者に関わる施策を計画的、総合的に推進するための「障がい者基本計画」並びに障がい福祉サービスを計画的に提供していくための「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定して、障がい者施策を推進してきました。

このたび、「美馬市障がい者基本計画（第3期）」及び「美馬市障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」の計画期間が終了することから、「美馬市障がい者基本計画（第4期）・美馬市障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」を一体的に策定するものです。

---

<sup>1</sup> インクルーシブ教育：障がいのある子どもが障がい特性に応じた配慮を受けながら、障がいのない子どもたちと共に学ぶ教育のこと

## 2 計画の位置づけと法的根拠

### (1) 美馬市障がい者基本計画（第4期）

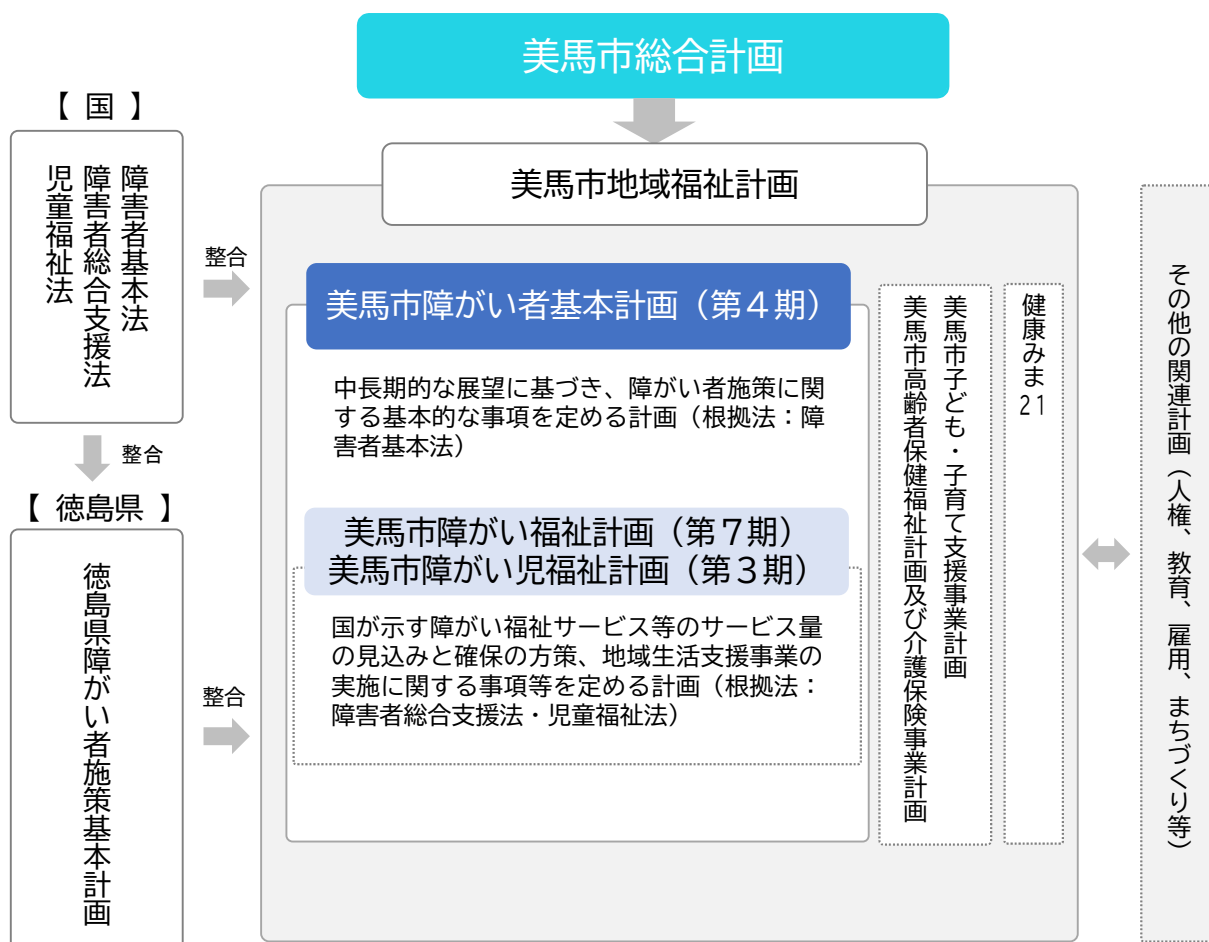
障害者基本法第11条第3項に基づく市の障がい者計画で、障がいの有無にかかわらず、誰もが基本的人権を生まれながらに持っており、人としての尊厳が尊重されることを根拠として障がい者の生活全般に関わる施策について定めた市の基本的な計画です。

### (2) 美馬市障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

障がい福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市の障がい福祉計画であり、障がい児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画で、両計画とも計画期間中に係る成果目標、サービスの種類ごとの必要な見込量などを定めます。

### (3) その他計画との位置づけ

本計画と上位計画ならびに関連計画との位置づけは次の通りです。



### 3 計画期間

「美馬市障がい者基本計画（第4期）」は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「美馬市障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

また、本計画の進捗状況、制度改正や社会情勢の変化などを踏まえて、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	第3期（平成30年度～）			第4期					
障がい福祉 計画	第6期			第7期			（予定）第8期		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			（予定）第4期		

### 4 計画の対象者

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病（特定疾患）、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がいがある人であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

## 5 計画の策定体制

### (1) 障がい者（児）実態調査の実施

計画の策定にあたり、障がいのある人の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある手帳所持者を対象にアンケート調査（以下「実態調査」という。）を実施しました。

調査対象	本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 1,481人（重複所有を含む）	
調査方法	郵送による配布、回収	
調査時期	令和5年7月3日（月）～7月21日（金）	
回収状況	18歳未満	配布数46件 回収27件 回収率58.7%
	18歳以上	配布数1,435件 回収807件 回収率56.2%

### (2) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、市議会議員、学識経験者、障がい者団体関係者、福祉事業者、福祉関係者、行政関係者等からなる美馬市障がい者基本計画等策定委員会を設置し、今後の障がい者福祉施策等のあり方について協議し、広い視点からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。



# 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

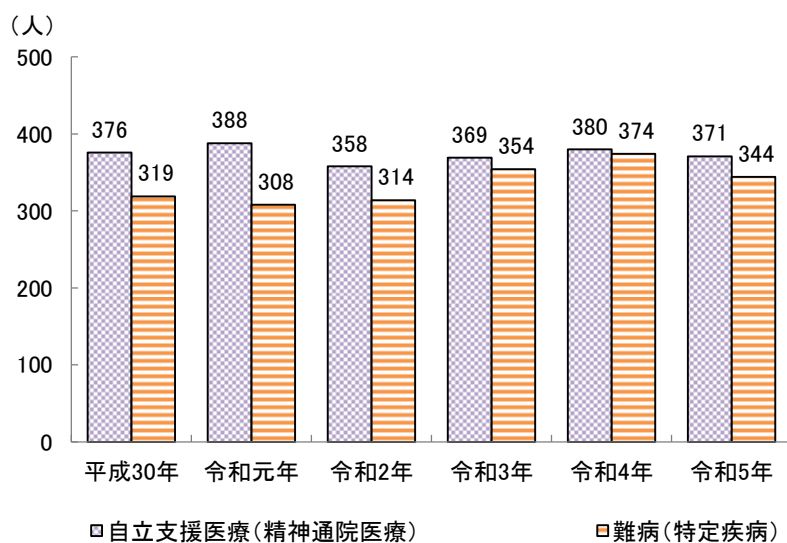
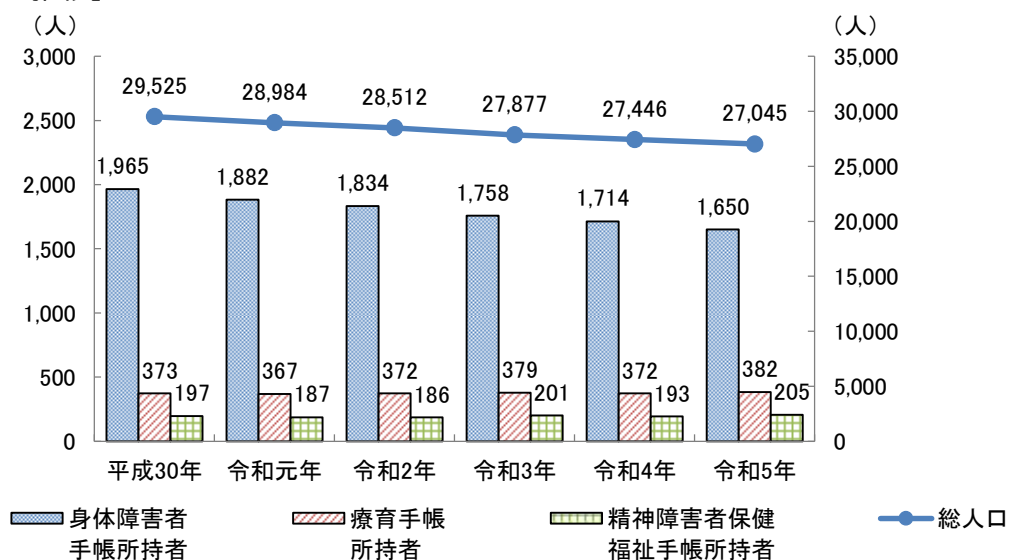
## 1 人口と障がい者数

美馬市の障害者手帳所持者数（令和5年7月1日現在）は、身体障害者手帳所持者1,650人、療育手帳所持者382人、精神障害者保健福祉手帳所持者205人、難病患者（特定疾病）344人となっています。

美馬市の総人口に占める割合（令和5年7月1日現在）を見ると、身体障害者手帳所持者は6.10%、療育手帳所持者は1.41%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.76%、難病患者（特定疾病）は1.27%となっています。

令和5年の自立支援医療（精神通院医療）の交付者は371人となっています。

【障がい者の推移】



	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	29,525 人	28,984 人	28,512 人	27,877 人	27,446 人	27,045 人
身体障害者手帳 所持者	1,965 人	1,882 人	1,834 人	1,758 人	1,714 人	1,650 人
総人口比	6.66%	6.49%	6.43%	6.31%	6.24%	6.10%
療育手帳所持者	373 人	367 人	372 人	379 人	372 人	382 人
総人口比	1.26%	1.27%	1.30%	1.36%	1.36%	1.41%
精神障害者保健 福祉手帳所持者	197 人	187 人	186 人	201 人	193 人	205 人
総人口比	0.67%	0.65%	0.65%	0.72%	0.70%	0.76%
自立支援医療 (精神通院医療)	376 人	388 人	358 人	369 人	380 人	371 人
総人口比	1.27%	1.34%	1.26%	1.32%	1.38%	1.37%
難病（特定疾患）	319 人	308 人	314 人	354 人	374 人	344 人
総人口比	1.08%	1.06%	1.10%	1.27%	1.36%	1.27%

※各年 10 月 1 日現在（令和 5 年は 7 月時点）

※総人口比は各年 9 月末日現在の総人口に占める割合

※障害者数は各手帳所持者（重複障害含む）、難病（特定疾患）は特定疾患医療受給者証交付数。

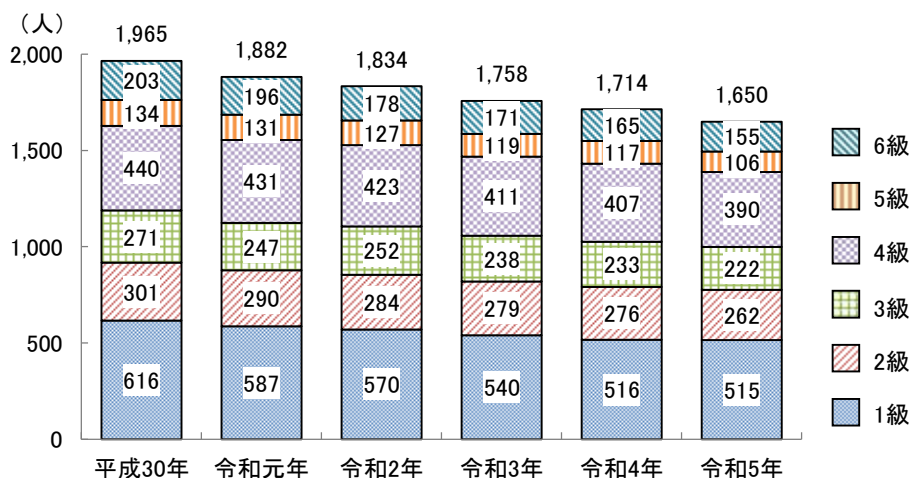
## 2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。

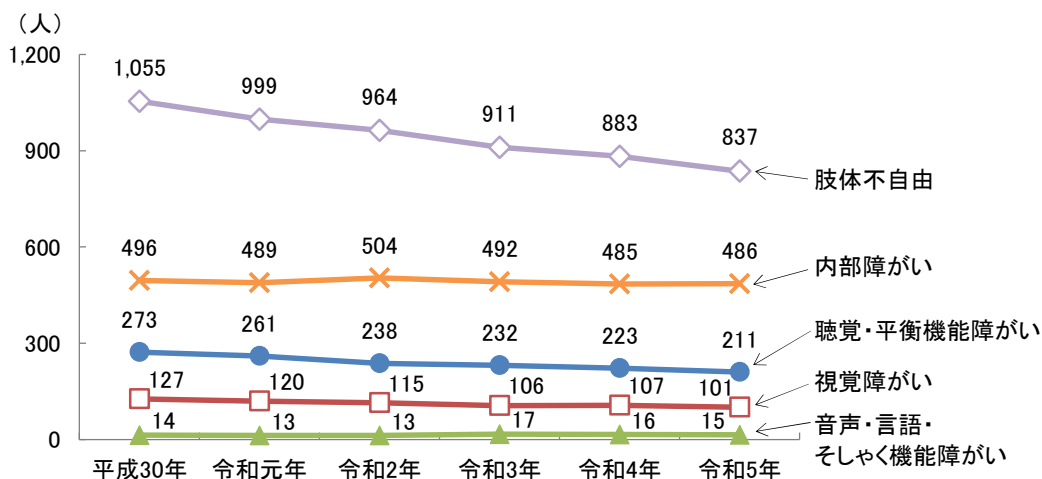
令和5年7月1日現在、身体障害者手帳所持者の障害等級別の状況は、「1級」が515人（全体の31.2%）、次いで「4級」が390人（全体の23.6%）、「2級」262人（全体の15.9%）と続いており、重度の方が47.1%を占めています。

障害種別の状況は、「肢体不自由」が837人（全体の50.7%）で最も多く、次いで「内部障害」486人（全体の29.5%）となっています。

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】



【身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移】

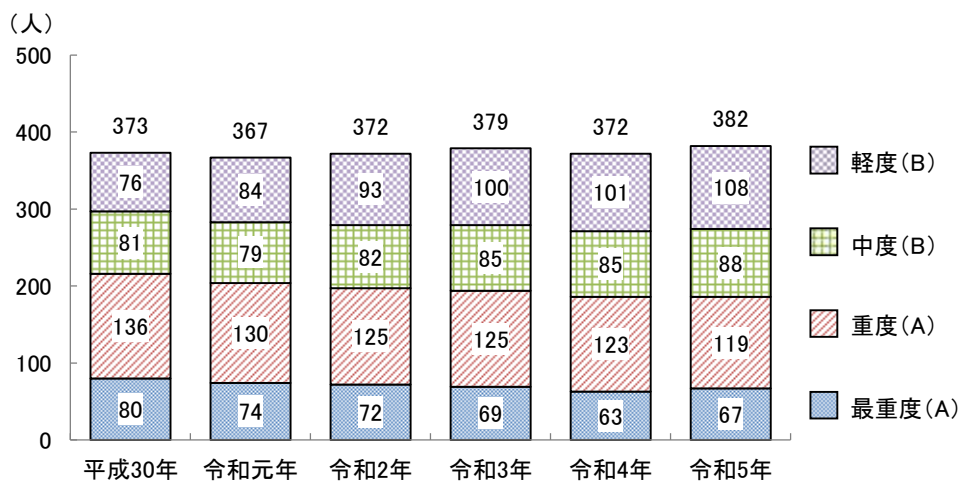


### 3 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、平成30年以降はほぼ横ばいで推移しています。

令和5年7月1日現在の療育手帳所持者数を障害等級別にみると、重度（A）が119人、軽度（B）が108人となっており、軽度（B）が増加傾向となっています。

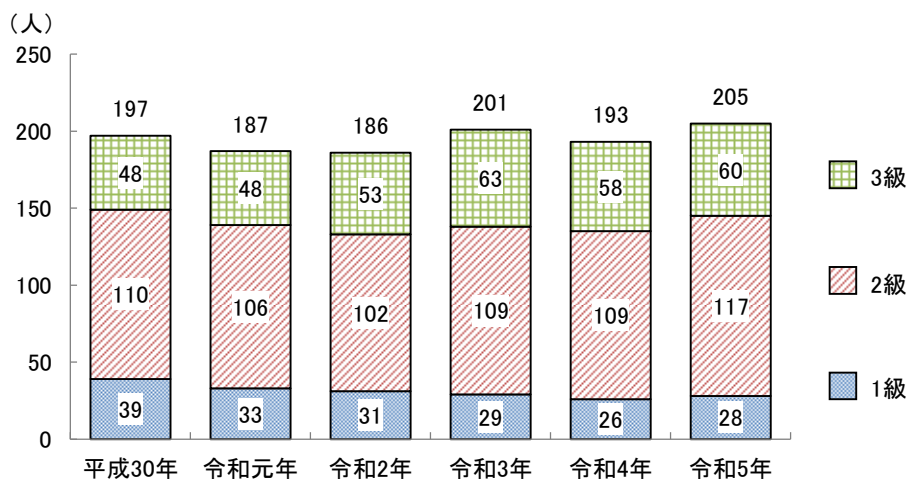
【療育手帳所持者数（等級別）の推移】



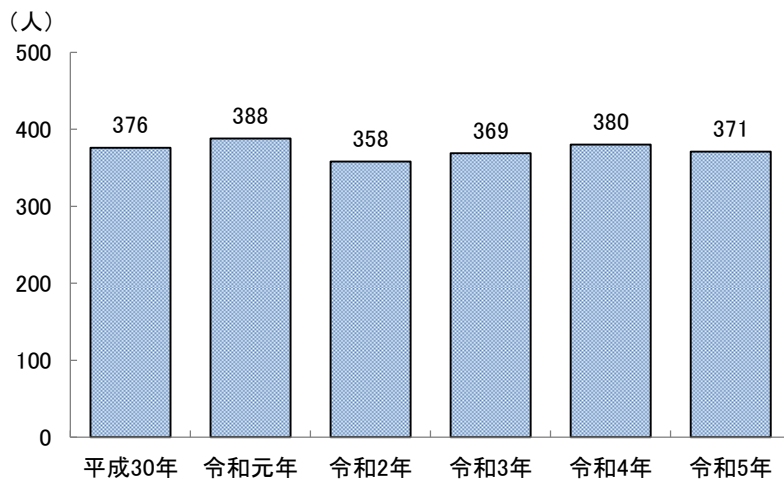
## 4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ゆるやかな増加傾向がみられます。また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は横ばいで推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



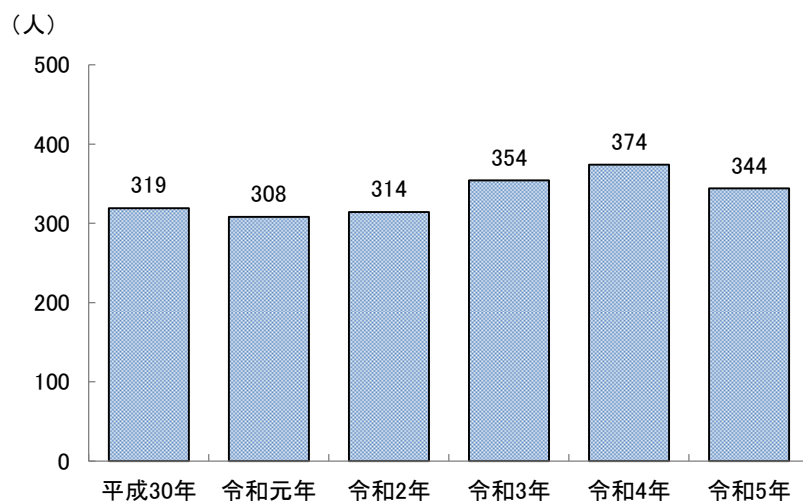
【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



## 5 難病（特定疾患）

特定疾患医療受給者証の交付数は、令和元年から令和4年にかけて増加が続いていましたが、令和5年には344人と前年より減少しています。

【特定疾患医療受給者証交付数】



## 6 障がい児の状況

### (1) 障がい児保育について

本市では平成5年4月1日現在、認定こども園等（保育所）6園と市立幼稚園2園が運営しています。その中で障がい児の入所児童数は令和4年5人、令和5年2人となっています。

#### 【障がい児保育の実施状況】

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所 児童数	男性	1人	2人	3人	4人	3人	1人
	女性	2人	1人	0人	0人	2人	1人
	合計	3人	3人	3人	4人	5人	2人

※各年4月1日現在

### (2) 児童・生徒の状況

令和5年4月1日現在、特別支援学級における在籍状況は、小学校の16学級中60人、中学校の10学級中27人となっています。また、特別支援学校高等部（県立池田支援学校及び美馬分校）の在籍者数は14人となっています。

#### 【特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移】

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	19	17	17	18	16	16
	児童数	50人	41人	47人	54人	55人	60人
中学校	学級数	12	13	13	14	15	10
	生徒数	29人	34人	22人	26人	29人	27人

#### 【特別支援学校高等部在籍者数の状況】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	9人	5人	10人	3人	6人	5人
2年生	6人	9人	5人	10人	3人	6人
3年生	6人	6人	8人	5人	10人	3人
合計	21人	20人	23人	18人	19人	14人

※いずれも各年4月1日現在

## 7 その他各種受給者の状況

本市の各種受給者の状況は次のとおりです。

特別障害者手当の支給実績は令和元年以降ほぼ横ばいで、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の支給実績は、微減傾向にあります。

また、育成医療受給者はほぼ横ばい、更生医療受給者は令和2年・令和3年に50人を超えましたが、その後は減少しています。

### 【経済的支援受給者等の推移】

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
受 給 者 数	特別障害者手当 の支給実績	33人	25人	25人	24人	23人	24人
	障害児福祉手当 の支給実績	2人	4人	3人	2人	3人	2人
	特別児童扶養手当 の支給実績	29人	32人	33人	31人	30人	29人

※各年10月末現在（令和5年は7月時点）

### 【育成医療・更生医療の受給者数の推移】

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
育成医療受給者数	3人	2人	1人	3人	1人	1人
更生医療受給者数	47人	47人	55人	56人	49人	48人

※各年10月末現在（令和5年は7月時点）



## 8 障がい支援区分人数の状況

本市の障がい支援区分の合計人数は、年による変動はあるものの概ね横ばい傾向となっており、令和5年の人数は352人となっています。平成30年と比べると、「区分6」「区分3」が減少し「区分5」の増加幅がやや大きくなっています。

### 【障害支援区分の状況】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	12人	11人	9人	11人	16人	13人
区分2	71人	73人	77人	71人	77人	76人
区分3	67人	72人	67人	76人	73人	60人
区分4	50人	54人	45人	47人	50人	55人
区分5	57人	65人	71人	61人	63人	66人
区分6	95人	96人	87人	85人	84人	82人
合計	352人	371人	356人	351人	363人	352人

※各年3月末現在

## 9 障がいのある人の就職件数・就職率

本市在住の障がいのある人の公共職業安定所における就職件数と就職率は次のとおりです。令和2年以降は就職件数、就職率ともに減少傾向となっていますが、令和5年の就職件数は前年を上回っています。

### 【公共職業安定所における障がい者就職件数及び就職率の状況】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
就職件数	225件	249件	230件	217件	221件
就職率	66.8%	75.0%	62.8%	54.5%	53.1%

※各年10月末現在（令和5年は5月時点）

# 第3章 美馬市障がい者基本計画（第4期）

## 1 障がい者施策（事業）の進捗状況

「美馬市障がい者基本計画（第3期）」は、中期・長期的視点から障がい者施策の方向性を定め、令和5年度までに達成すべき施策目標（事業目標）を掲げ推進しています。本計画の見直しに際し、障がい者施策（事業）の現状と今後の方向性は以下のとおりです。

1 啓発・広報・交流		現状	今後の方向性
①	啓発・広報活動の推進	継続	充実
②	交流・ふれあいの推進	継続	充実
③	福祉教育の充実	継続	充実
④	交流教育の推進	継続	充実

2 生活支援		現状	今後の方向性
①	障害福祉サービスの充実	継続	充実
②	障害福祉サービス以外の地域生活支援の推進	達成	継続
③	サービスの質の向上	継続	充実
④	相談支援体制の充実	継続	充実
⑤	情報バリアフリー化の推進	達成	継続
⑥	情報提供の充実	継続	充実
⑦	コミュニケーション支援の充実	継続	充実
⑧	ボランティア活動の促進	継続	充実

### 3 生活環境

	現状	今後の方向性
① 生活の場の充実	継続	充実
② 住宅の確保	継続	充実
③ 福祉のまちづくりの推進	継続	充実
④ 交通バリアフリーのまちづくり	継続	充実
⑤ 移動支援の充実	継続	充実

### 4 教育・療育の充実

	現状	今後の方向性
① 子育て支援の充実	達成	継続
② 特別支援教育の充実	達成	継続
③ 生涯学習の充実	達成	継続

### 5 雇用・就業

	現状	今後の方向性
① 雇用・就業の促進	継続	充実
② 総合的な就労支援施策の推進	継続	充実
③ 福祉的就労の支援	継続	充実

### 6 保健・医療サービスの充実

	現状	今後の方向性
① 健康づくりの推進	継続	充実
② 医療・リハビリテーションの充実	継続	改善

### 7 安全・安心

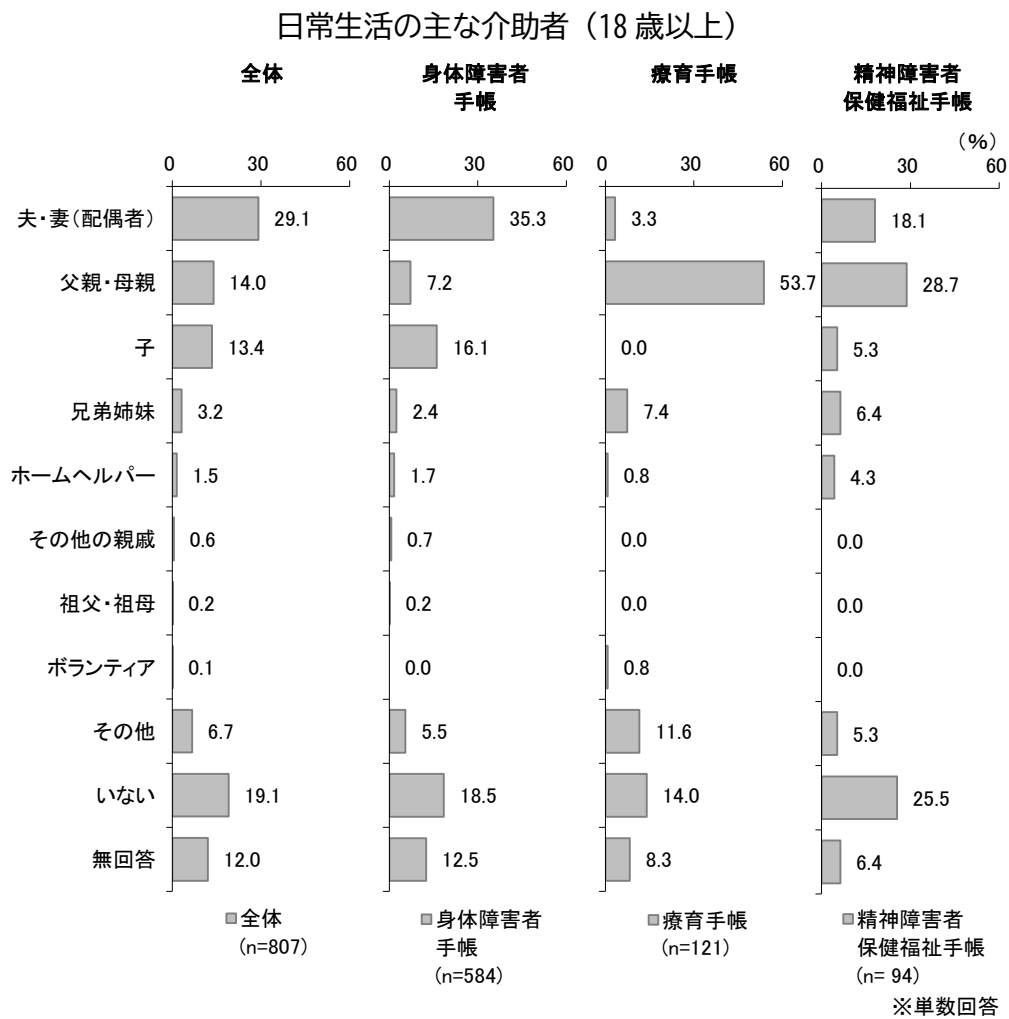
	現状	今後の方向性
① 防犯・防災対策の充実	継続	改善
② 権利擁護対策の充実	継続	充実

## 2 実態調査からみた課題

### (1) アンケート調査結果概要

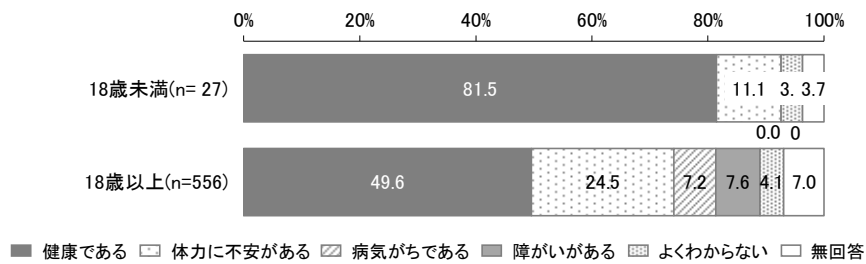
#### ①日常生活の主な介助者（支援者）について

日常生活の主な介助者（支援者）についてみると、18歳未満は「父親・母親」が96.3%でほとんどを占めていますが、18歳以上では「夫・妻（配偶者）」(29.1%)、「父親・母親」(14.0%) 「子」(16.7%) 「介助者（支援者）はいない」(19.1%) など、本人の年齢や障がいの状況によって様々です。ただし、療育手帳所持者では、「父親・母親」が半数を超えています。



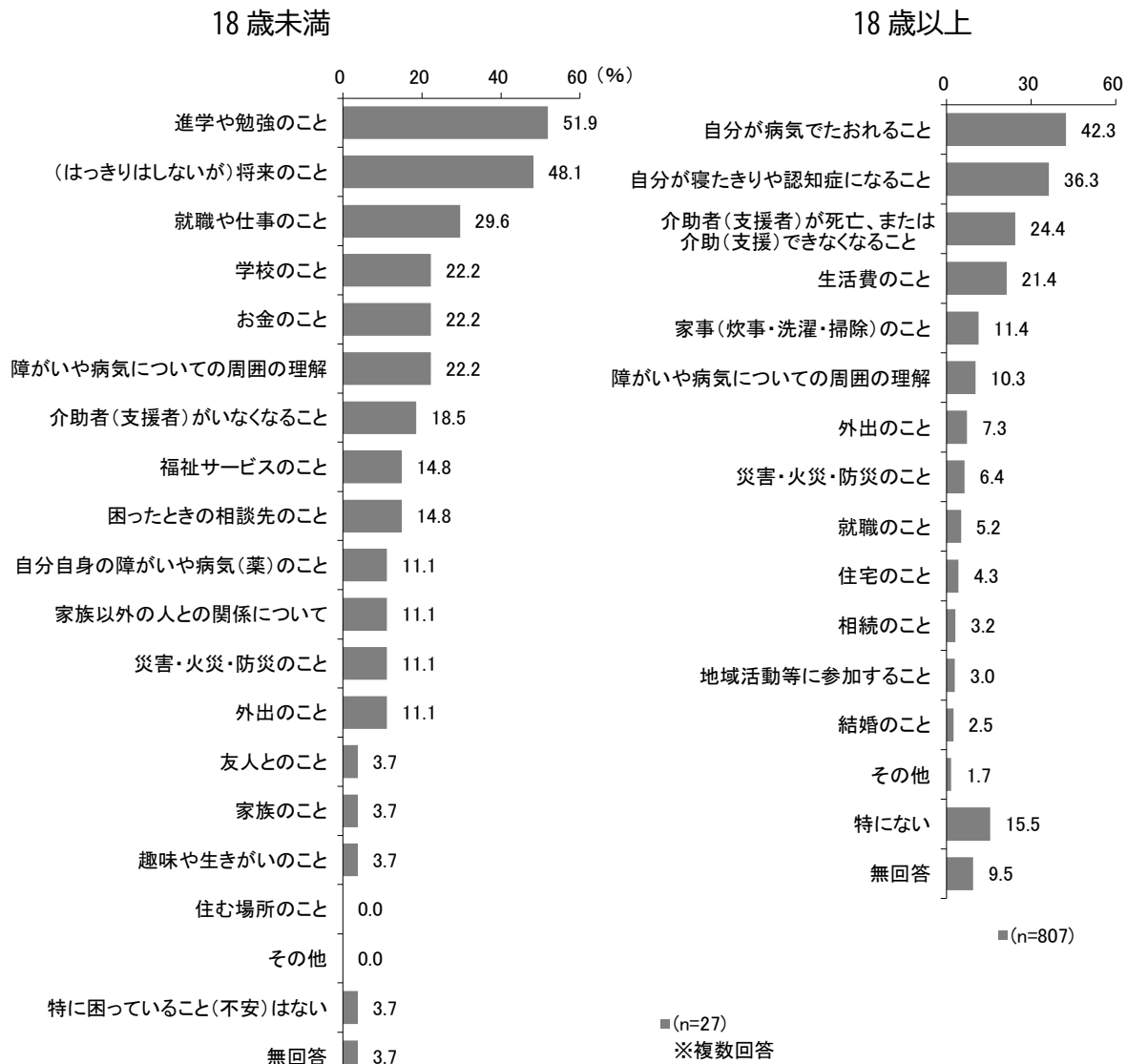
また、主な介助者（支援者）の健康状態についてみると、18歳未満・18歳以上のどちらも「健康である」が最も多くなっていますが、18歳以上では“健康ではない（「健康である」「よくわからない」以外を回答）”が約4割を占めています。18歳未満より18歳以上に“健康でない”が多い理由には、18歳以上の対象者の介助者（支援者）に夫・妻（配偶者）が多く、介助者（支援者）の高齢化も考えられます。

日常生活の主な介助者（支援者）の健康状態



## ②現在の生活で、困っていることや不安に思っていることについて

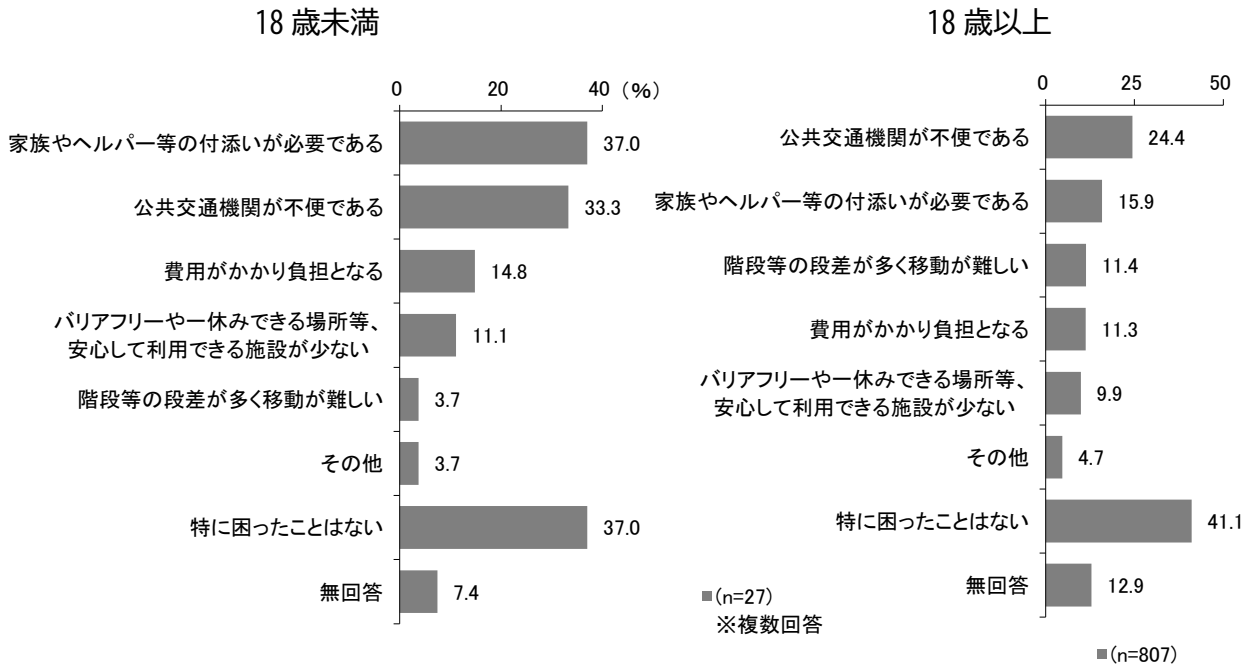
現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、18歳未満では「進学や勉強のこと」51.9%、「(はっきりはしないが)将来のこと」48.1%、「就職や仕事のこと」29.6%が多く、18歳以上では「自分が病気で倒れること」42.3%、「自分が寝たきりや認知症になること」36.3%、「介助者(支援者)が死亡、または介助(支援)できなくなること」24.4%が多くなっています。18歳未満では障がいを持つ本人の将来を不安視する声が多いのに比べて、18歳以上では介助者(支援者)が病気等で健康でなくなった場合を不安視する声が多くなっています。



### ③外出時に困っていることについて

外出時に困っていることは、18歳未満では「家族やヘルパー等の付添が必要」が、18歳以上では「公共交通機関が不便である」の割合が最も多くなっています。全般的に18歳以上より18歳未満で外出時に困っていることの割合が多くなっています。

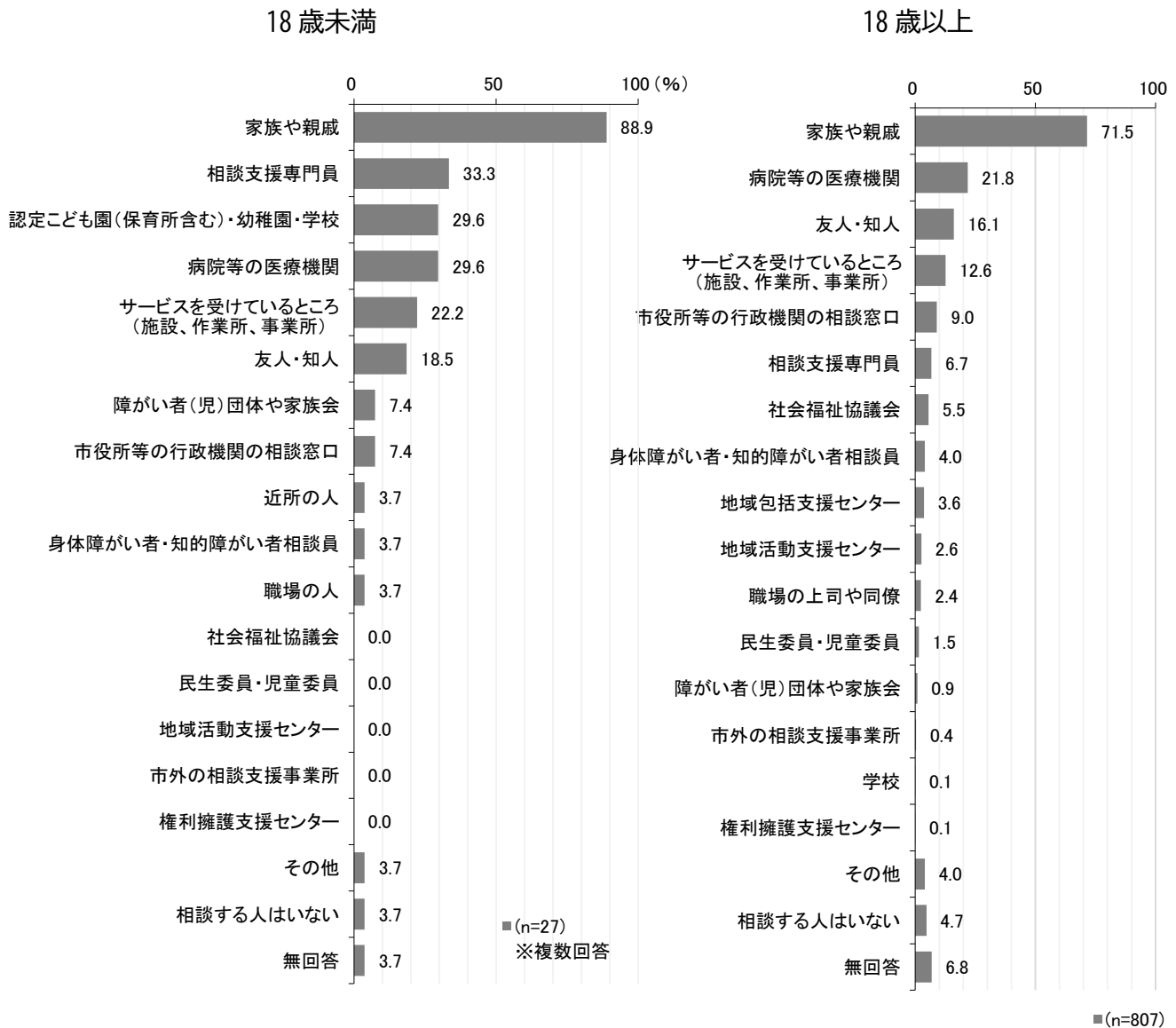
「特に困ったことはない」は18歳未満で37.0%、18歳以上で41.1%となっています。



#### ④困った時の相談相手（場所）について

困った時の相談相手（場所）は18歳未満・18歳以上ともに「家族や親戚」が7～8割台で最も多く、次いで18歳未満は「相談支援専門員」33.3%、「認定こども園・幼稚園・学校」と「病院等の医療機関」が29.6%となっています。18歳以上は「病院等の医療機関」21.8%、「友人や知人」16.1%と続いています。

また、「相談する人はいない」も18歳未満で3.7%、18歳以上で4.7%とわずかながら存在します。



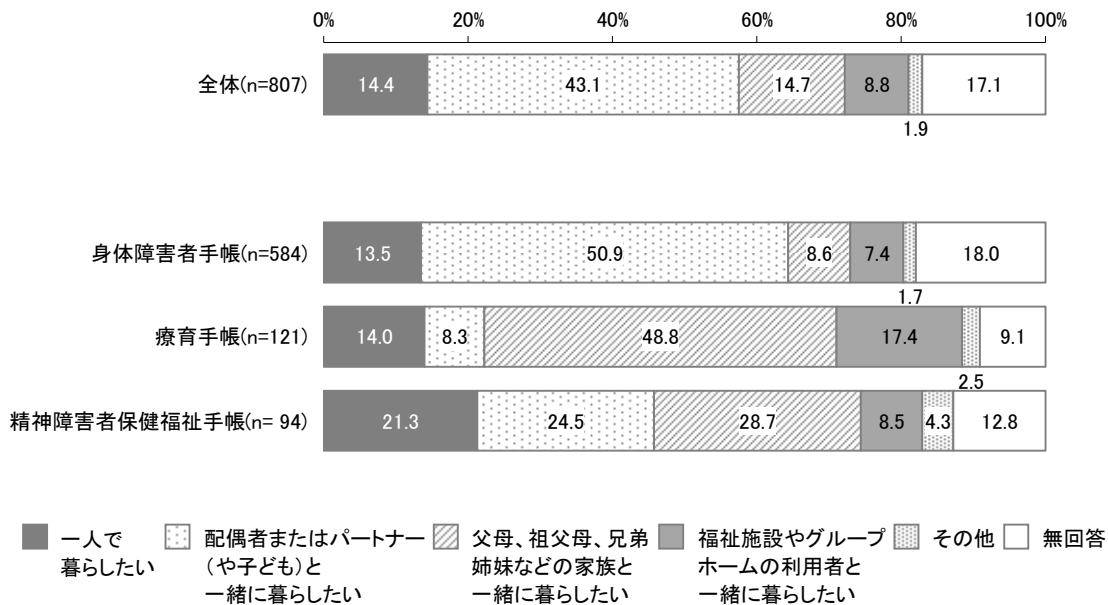


### ⑤今後、希望する暮らしについて（18歳以上）

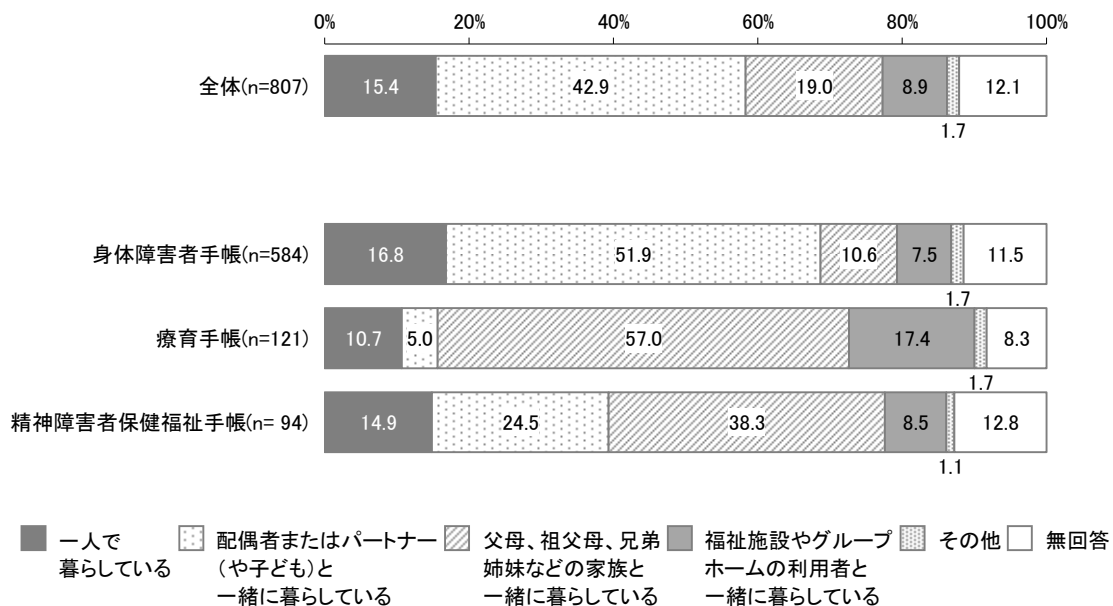
18歳以上の今後の希望する暮らしで、一緒に暮らしたい人は、全体では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が43.1%で最も多く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が14.7%、「一人で暮らしたい」が14.4%となっています。

現在一緒に暮らしている人と今後の希望を比べると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、一人暮らしの希望が多くなっています。

#### 今後一緒に暮らしたい人

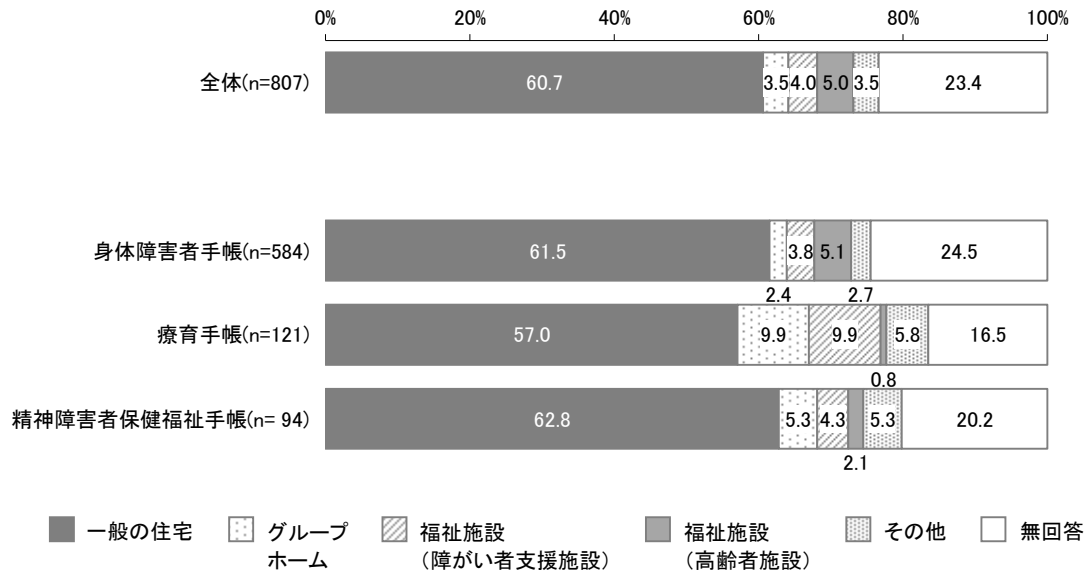


#### 現在一緒に暮らしている人



暮らしたい場所では、「一般の住宅」が60.7%で最も多く、次いで「福祉施設（高齢者施設）」が5.0%、「福祉施設（障がい者支援施設）」が4.0%となっています。

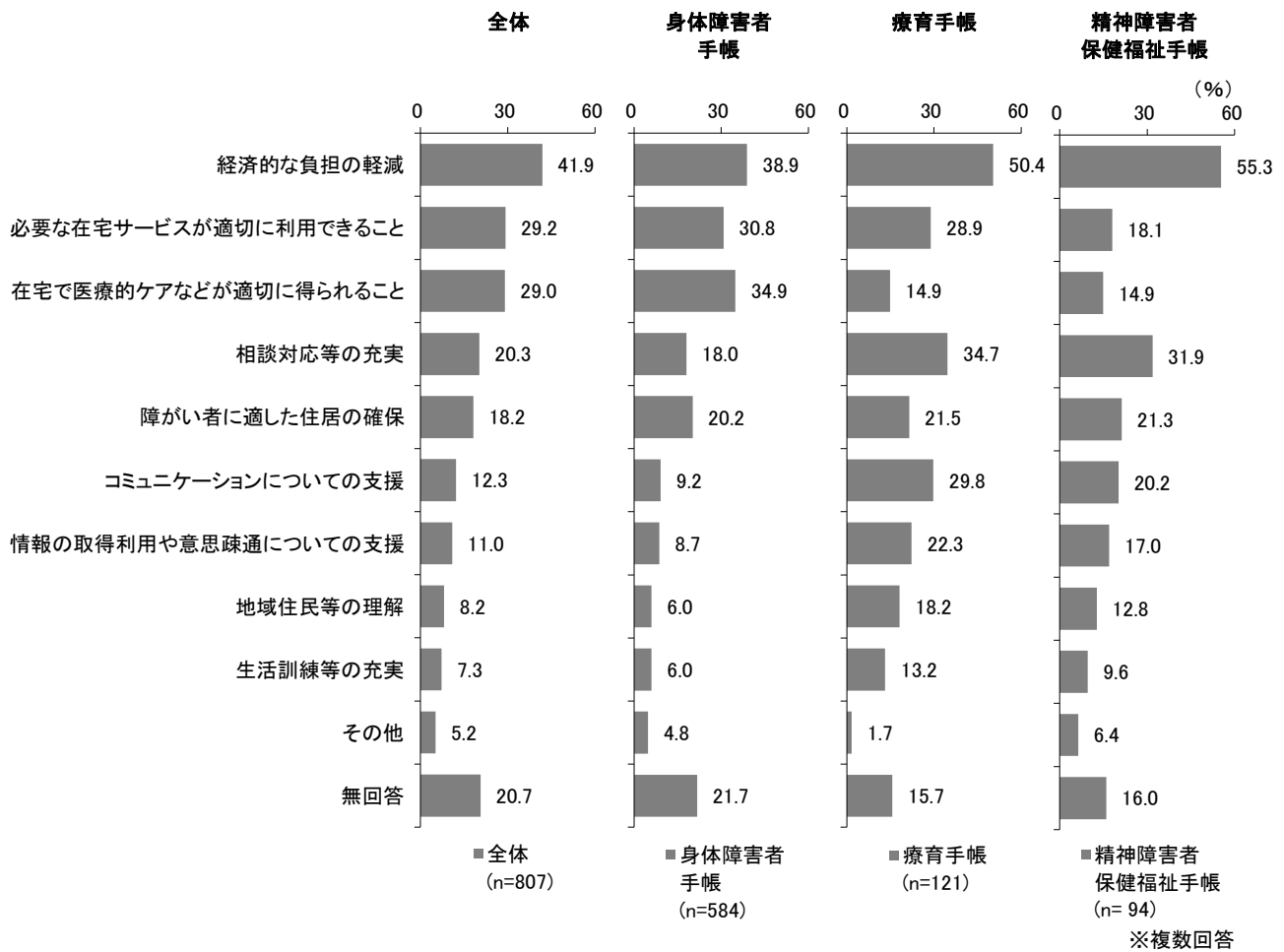
### 今後暮らしたい場所



### ⑥希望する暮らしのためにあればよい支援について（18歳以上）

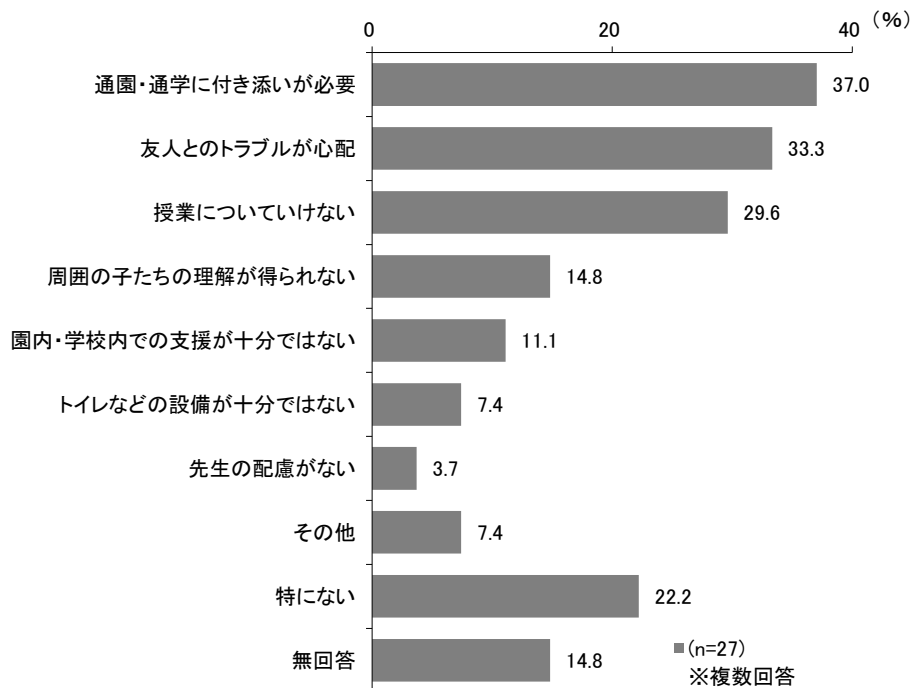
希望する暮らしのためにあればよい支援は、「経済的な負担の軽減」が41.9%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が29.2%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が29.0%となっています。

障害種別でみると、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで、身体障害者手帳所持者は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「相談対応等の充実」が続いています。



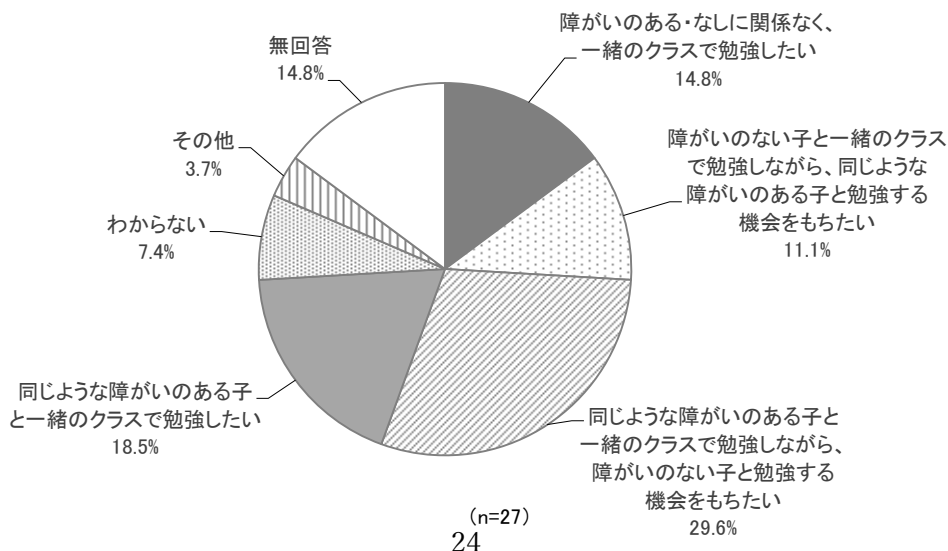
### ⑦通園・通学での困りごとについて（18歳未満）

18歳未満の通園・通学の困りごとは、「通園・通学に付き添いが必要」が37.0%で最も多く、次いで「友人とのトラブルが心配」が33.3%、「授業についていけない」が29.6%となっています。



### ⑧学校で勉強する場合の望む形について（18歳未満）

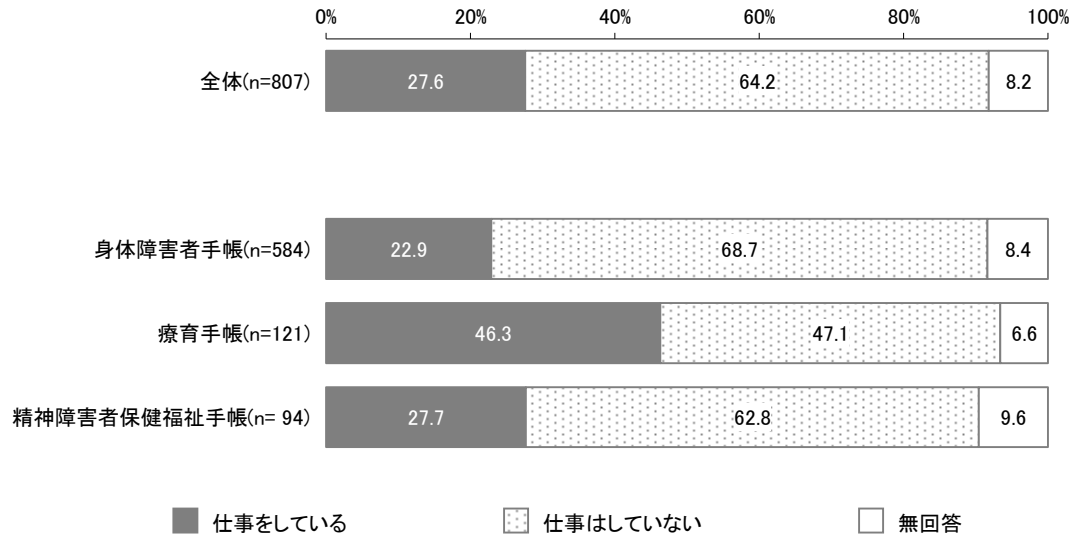
「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで勉強しながら、障がいのない子と勉強する機会をもちたい」が29.6%で最も多く、次いで「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで勉強したい」が18.5%、「障がいのある・なしに関係なく、一緒にのクラスで勉強したい」が14.8%、「障がいのない子と一緒にのクラスで勉強しながら、同じような障がいのある子と勉強する機会をもちたい」が11.1%となっています。



### ⑨仕事の有無と勤務形態について（18歳以上）

「仕事をしている」人は27.6%、「仕事はしていない」が64.2%となっています。  
 障害種別でみると、療育手帳所持者は「仕事をしている」が半数近くとなっています。

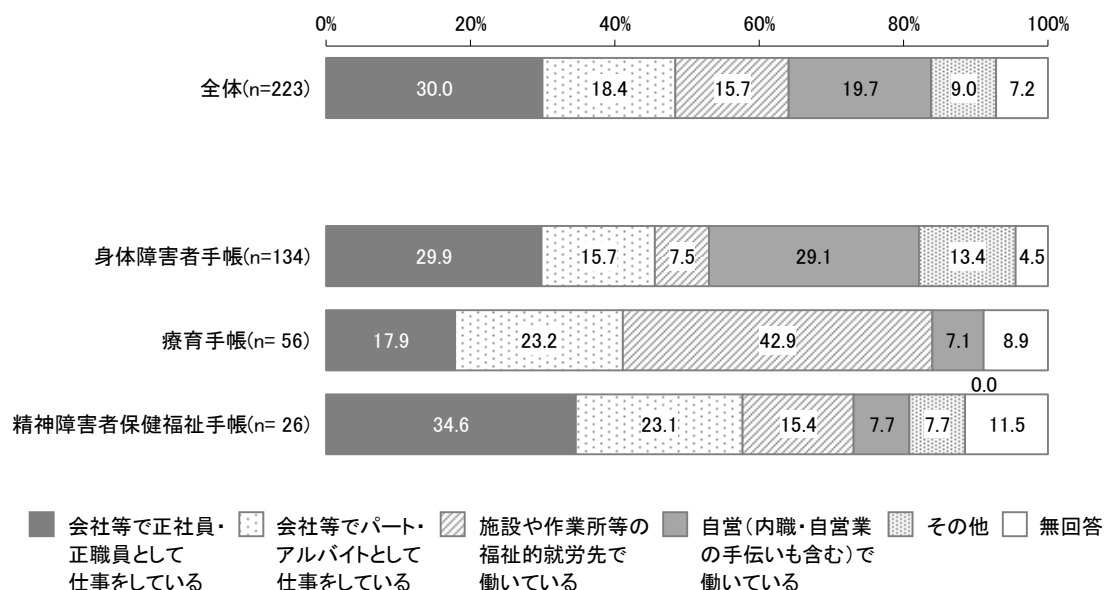
仕事の有無



勤務形態は、「会社等で正社員・正職員として仕事をしている」が30.0%で最も多く、次いで「自営（内職・自営業の手伝いも含む）で働いている」が19.7%、「会社等でパート・アルバイトとして仕事をしている」が18.4%、「施設や作業所等の福祉的就労先で働いている」が15.7%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「会社等で正社員・正職員として仕事をしている」、療育手帳所持者は「施設や作業所等の福祉的就労先で働いている」が最も多くなっています。

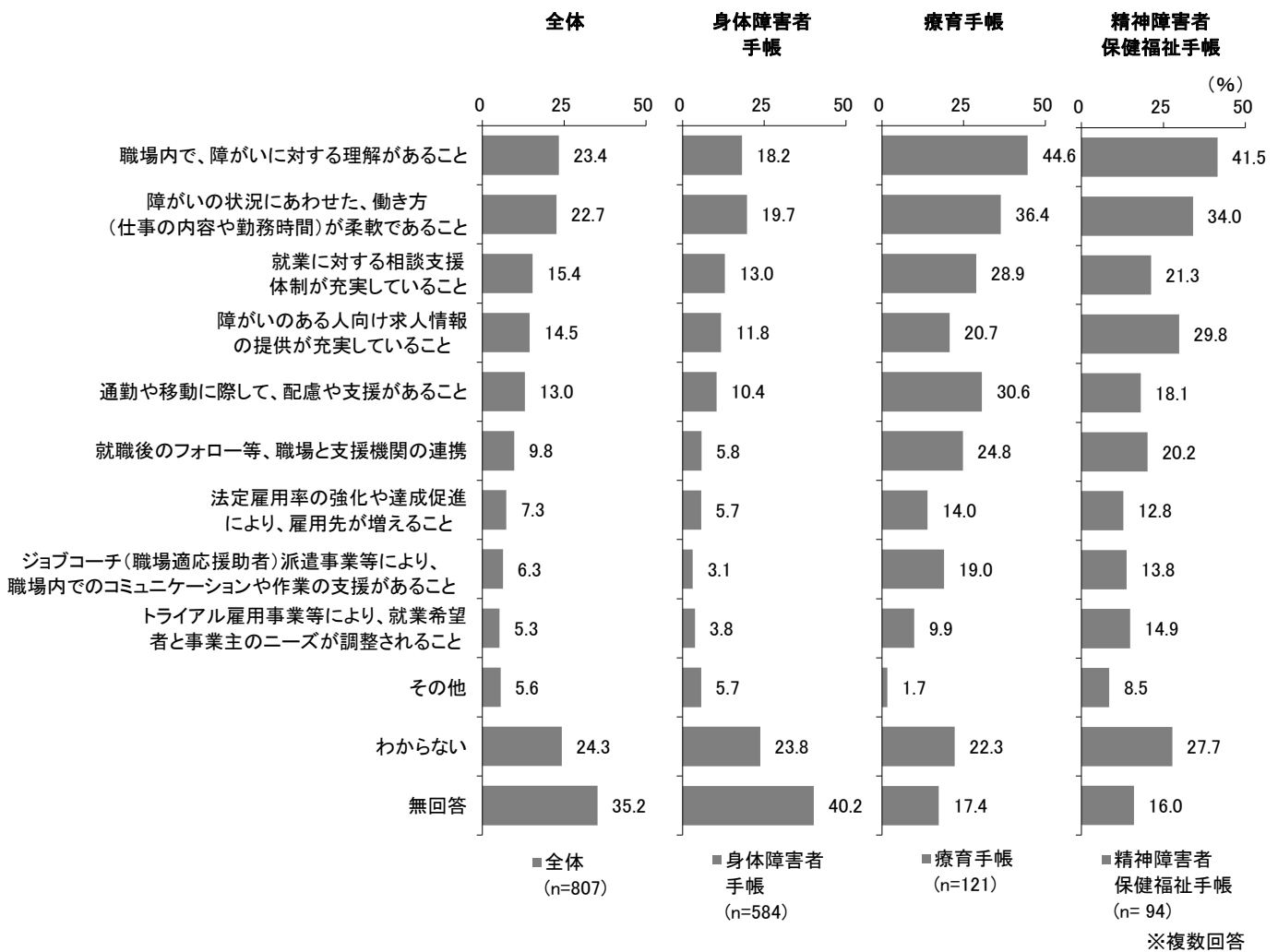
勤務形態



### ⑩希望する仕事につくうえで必要な配慮について（18歳以上）

希望する仕事につくうえで必要な配慮として、「職場内で、障がいに対する理解があること」が23.4%で最も多く、次いで「障がいの状況にあわせた、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が22.7%となっています。また、「わからない」が24.3%となっています。

障害種別でみると、身体障害者手帳所持者は「障がいの状況にあわせた、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「職場内で、障がいに対する理解があること」が最も多くなっています。

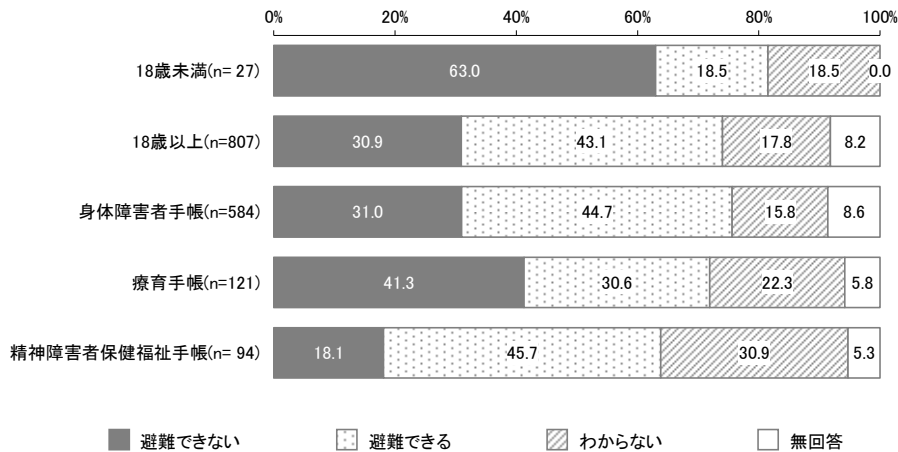


## ①地域防災支援について

災害時に一人で避難できるかについてみると、「避難できない」は、18歳未満では63.0%、18歳以上で30.9%となっています。

18歳以上障害種別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「避難できる」割合が半数近いですが、療育手帳所持者では約3割にとどまっています。

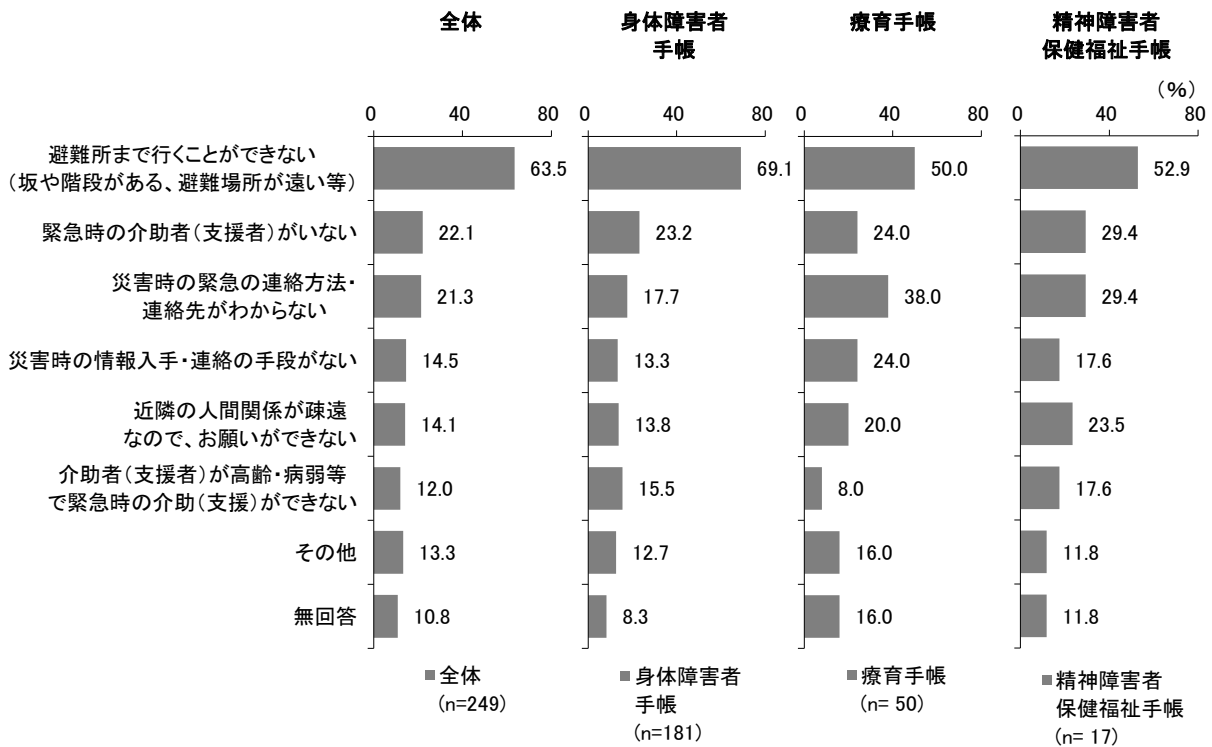
一人での避難



18歳以上の避難できない人が困ることは、「避難所まで行くことができない（坂や階段がある、避難場所が遠い等）」が63.5%で最も多くなっています。

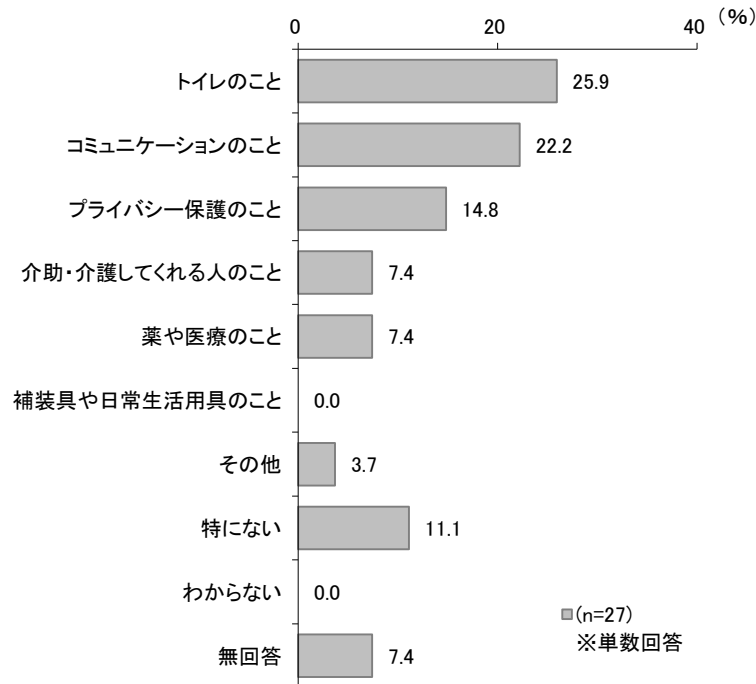
障害種別では、療育手帳所持者は「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」が2番目に多くなっています。

避難できない人が避難するときに困ること（18歳以上）

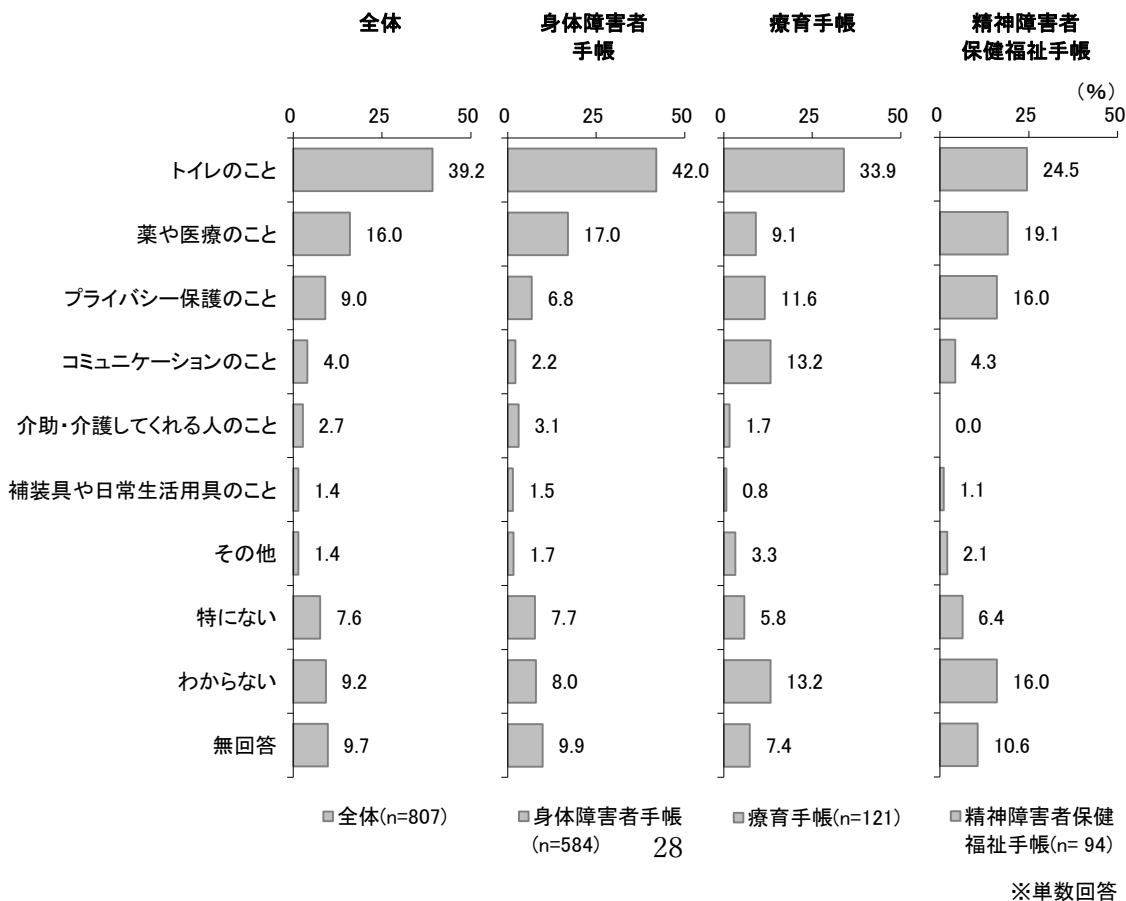


災害時、避難所で特に困ることは、18歳未満・18歳以上ともに「トイレ」が最も多くなっています。18歳未満では「コミュニケーション」「プライバシー保護」など対人的な側面を挙げる声が多くなっていますが、18歳以上では「薬や医療」の割合が2番目に多く、特に身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で多くなっています。

### 18歳未満



### 18歳以上



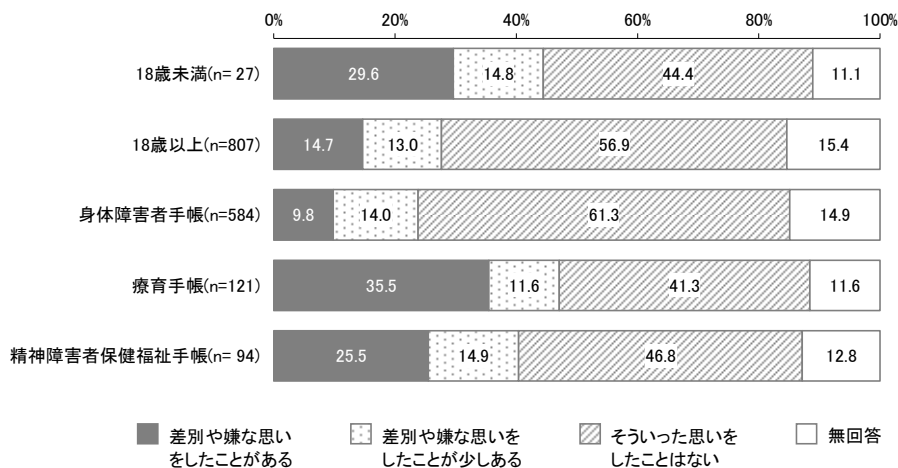


## ⑫権利擁護について

障がいを理由にした差別や嫌な思いをした経験についてみると、“ある（「ある」または「少しある」と回答）”は18歳未満が44.4%、18歳以上は27.7%と差が大きくなっています。

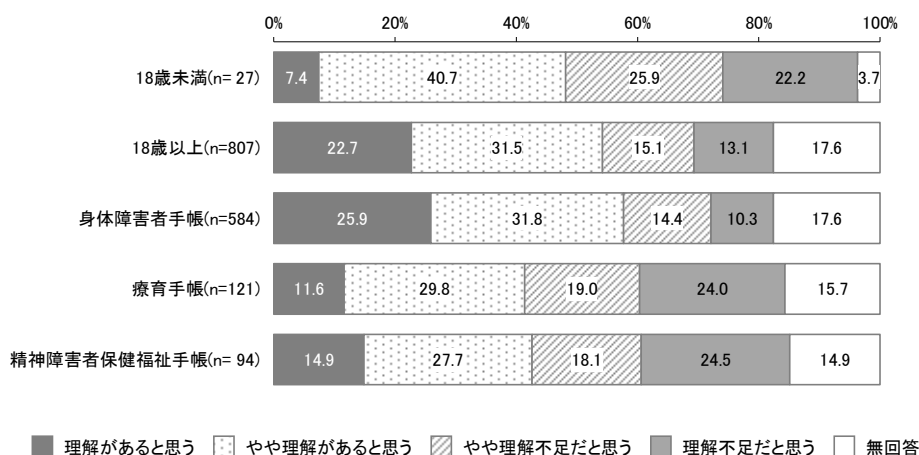
18歳以上の障害種別でみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において“ある”と回答した割合が多くなっています。

### 差別や嫌な思いをした経験



地域の障がいのある人への理解については、“理解がある（「理解がある」または「やや理解がある」）”は18歳未満で48.1%、18歳以上で54.2%となっており、18歳未満で理解が足りないと感じている割合が多くなっています。

### 地域における障がい者への理解



## (2) 実態調査結果からみる課題

実態調査の結果からは、次のような課題が挙げられます。

### ①介助者（支援者）について

本市においても障がいのある人たちの介護や介助を家族・親族が多くを担っている実態があります。

特に18歳以上の療育手帳所持者では親が介助している場合が多く、「親亡き後」の問題に直面していると考えられます。地域のなかで一定の支援を受けながら自立生活を送れるようにグループホームの整備や地域住民の理解と支え合いが必要です。

また、18歳以上の障がい者の介助者は、約半数が健康不安を抱えており、介助者の健康の保持も重要となっています。今後、障がい当事者への直接的な障がい福祉サービスのみならず、家族への健康支援やレスパイトケア、相談支援、仲間づくりなどの家族支援も必要です。

### ②現在の生活での困りごとや不安に思うことについて

18歳未満では、本人の進学や就職・仕事を含めた将来のことを不安に思う人が多い一方、18歳以上では、自身の病気や介助者の健康状態への不安が大きいのは、高齢者の占める割合が多いことが背景にあると考えられます。年齢や障がいの状況、介助者の状況などによって、一人ひとり異なる困りごとや不安を抱えていると考えられるため、きめ細やかな相談支援と多様な関係機関と連携した対応が必要です。

### ③外出する際の介助（支援）を含めた環境について

外出時に困っていることとして、18歳未満、18歳以上ともに「家族やヘルパー等の付添が必要」「公共交通機関が不便」の回答が上位に挙げられています。移動支援のニーズに応えるためには、多様な主体による支援の方法と体制を検討する必要があります。

### ④相談支援について

困った時の相談相手（場所）については、18歳未満、18歳以上ともに「家族や親せき」の割合が突出して多くなっており、当事者や家族に各相談窓口の利点や役割が浸透しているとはいえない状況です。

また、「相談する人はいない」と回答した方がわずかながら存在しており、孤立化につながらないような配慮が必要です。近年では、全国的に大人の発達障がい者、難病（特定疾病）や高次脳機能障がい等の相談も多くなっている傾向があり、どのようなことでも相談できることを周知していく必要があります。

### ⑤希望する暮らしについて

18歳以上の人の方々の今後の暮らしの希望では、年齢層が比較的若い療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、現在は家族と一緒に暮らしている人のなかに今後は一人暮らしを希望する人がみられています。希望する人が地域で自立生活を送れる環境整備が必要です。

## ⑥通園・通学での困りごとについて（18歳未満）

「通園・通学に付き添いが必要」の他に、「友人とのトラブルが心配」「授業についていけない」も多く挙げられており、障がいのある子どもを持つ親にとって様々な困りごとや不安が大きいことがうかがえます。また、学校では、障がいのない子どもと一緒に学習機会を希望する人が多くなっています。

学校・園における教員の障がい理解と適切な対応、インクルーシブ教育の推進など、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育環境の整備が必要です。

## ⑦仕事について（18歳以上）

仕事をしている人は、全体では3割弱ですが、30歳代以下の年代では半数以上が仕事をしており、40～50歳代でも約4割は仕事をしています。

仕事につくうえで必要な配慮として、「職場内で、障がいに対する理解があること」「障がいの状況にあわせた、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が上位に挙げられています。

障がいのある人に対する理解が進み、合理的配慮が適切になされるよう、事業所への啓発とともに障がいのある人の就労継続を支える支援が必要です。

## ⑧災害時の避難支援について

災害時に一人で避難できないと回答した人は、18歳未満では63.0%、18歳以上で30.9%となっています。また、避難できないと回答した方の避難する際に困ることについては「避難所まで行くことができない（坂や階段がある、避難場所が遠い等）」が多く挙げられ、避難所で特に困ることについては「トイレ」「薬や医療」「プライバシー保護」「コミュニケーション」が挙げられています。

災害時の安否確認や避難支援には、地域住民の見守り意識が重要であり、平時からの交流や地域づくりが必要です。

福祉避難所及び避難所については、その所在地情報が周知されることはもとより、避難所が誰にとっても安心安全に利用できる場所となるよう、運営面での配慮がなされる体制が必要です。

## ⑨権利擁護について

障がいを理由にした差別や嫌な思いをした経験のある人は多く、いまだ差別や偏見が残っていることがわかります。

誰もが生まれながらに基本的人権を有し、人として尊厳を守られる存在であることの啓発を広く進めるとともに、幼少時からの人権教育を充実して、一人ひとりが人権の主体であることの認識を浸透する必要があります。

## (2) 事業所調査結果概要

市内の障がい福祉サービス事業所を対象に調査を行い 12 事業所からの回答を得ました。

### ①利用者の希望に対して、美馬市で不足していると思うサービス

市内事業所からみた不足しているサービスでは、就労継続支援や就労移行支援等の就労支援サービスの不足を挙げる意見が多くみられています。

サービス名	件数
就労継続支援(B型)	5件
就労継続支援(A型)	4件
共同生活援助(グループホーム)	4件
居宅介護	3件
重度訪問介護	3件
行動援護	3件
就労移行支援	3件
就労定着支援	3件
移動支援事業	3件
同行援護	2件
短期入所(ショートステイ)	2件
地域移行支援	2件
地域定着支援	2件
児童発達支援	2件
医療型児童発達支援	2件
放課後等デイサービス	2件
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	1件
療養介護	1件
自立生活援助	1件
計画相談支援	1件
障害児相談支援	1件
居宅訪問型児童発達支援	1件

## ②事業所の運営上の課題・問題点

運営上の課題では、職員の確保が特に多く挙げられています。

事業所の運営上の課題・問題点	件数	%
1. 職員の確保が難しい	8件	66.7%
2. 利用者の確保が難しい	3件	25.0%
3. 事務作業量が多い	2件	16.7%
4. 老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい	3件	25.0%
5. 障害者関連の制度改正など、必要な情報の入手に支障がある	0件	0.0%
6. 職員の資質向上を図ることが難しい	2件	16.7%
7. 利用者や家族のサービス利用に対する理解が進んでいない	1件	8.3%
8. 行政と連携をとることが難しい	0件	0.0%
9. 労働条件の改善が難しい	0件	0.0%
10. その他	0件	0.0%
11. 特に問題を感じることはない	2件	16.7%
無回答	2件	16.7%
全体	12件	100.0%

### 具体的内容(要約)

- 職員の確保については福祉職全般が敬遠される状況にあり、求人を出しても応募が皆無に等しい。入所型の福祉施設は最も嫌われる種別で、都市部、過疎地域に関わらず入所施設の職員不足は大きな問題。
- 適正な運営を担保するためには8割が正規職員、2割がパート職員という割合が妥当。
- 人口減少が加速する徳島県西部では、現在実施している事業の運営すら危うい。入所施設の職員が確保できず相談支援事業所を閉鎖して入所施設へ配置転換した社会福祉法人もあると聞いたが、同じような状況になる可能性は高い。
- 職員の人材確保では、すぐに人材が見つからない。
- 利用者の確保においても、定員より下回ると運営的にも余力がなくなる等の問題があり、老朽化への対応等の問題への対応が困難になる悪循環が生じる。
- 障がい分野全体の職員確保は困難だが、保育士の確保も同様に困難。
- 小規模事業所の人員配置に対する事務作業量の割合が大きい。国の報酬において事務員を配置するための費用は含まれていない。
- 職員の資質向上において、専門性の向上は時間と費用等が必要。
- 理解が進んでいない理由に、「障がい」に対する差別・偏見や、障害受容の困難さがある。また、広報が足りないのかサービス自体を知らない。
- 全国的に労働力の減少傾向が見られるが徳島県においては顕著である。2025年問題を控えより一層厳しくなるのは明らかである。外国人労働者も雇用しているがそれでも厳しい。
- 会計処理、処遇改善等複雑かつ作業量が多い。速やかに簡素化できるような取り組みを希望する。

### ③事業所が行う災害時の取り組み

防災訓練や防災教育を行っている事業所は多く、次いで災害時に備えた食料、医薬品の確保が多くなっています。

事業所が行う災害時の取り組み	件数	%
1. 利用者を含めた防災訓練や防災教育	9件	75.0%
2. 災害時の情報提供・連絡方法の明文化	4件	33.3%
3. 近隣の避難場所の把握、利用者への周知	6件	50.0%
4. 福祉避難所の把握、利用者への周知	6件	50.0%
5. 避難場所への利用者の移動手手段の確保	4件	33.3%
6. 災害時に備えた食料、医薬品等の確保	7件	58.3%
7. 災害時の関係団体との連携体制	4件	33.3%
8. その他	1件	8.3%
9. 特になし	0件	0.0%
無回答	2件	16.7%
全体	12件	100.0%

#### 具体的内容(要約)

- 災害想定で一番可能性が高いのは水害。
- 多人数の集まる避難所では自閉症、強度行動障がい利用者に対して十分な支援が行えないばかりか、多くの方に迷惑を掛けてしまう。
- 垂直非難を基本とした避難訓練、食料品等の備蓄、災害用炊飯器具等を準備し災害に備えている。事業所内での避難生活が長引いた場合、行政には食料品等の支援物資が円滑に届く方策をお願いしたい。
- 利用者への避難場所等の周知や掲示。
- 消防計画・非常災害対策計画に災害時の情報提供・連絡方法を明文化し、関係団体との連携体制も定めている。
- 計画に定めている通り災害時に備えた食料等の備蓄や、定期的な防災訓練・防災教育を行い、福祉避難所を含めた避難場所の把握、周知等を行っている。
- BCP計画を策定し、計画に沿って上記内容等の訓練を実施している。
- 災害を想定した避難訓練を定期的実施、BCPの策定。

# 第4章 障がい者基本計画の基本的考え方

## 1 基本理念

本市では、本計画の策定に際し「美馬市障がい者基本計画（第3期）」の基本理念を継承します。また、本計画は美馬市総合計画の基本理念である「ともに 未来を つくる」に基づき推進します。

### 〔基本理念〕

ともに 未来を つくる

「あたりまえ」の生活ができるまち 美馬市

#### 「ともに 未来を つくる」について

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。市民と行政は、それぞれがまちづくりの担い手として主体的に活動していくとともに、お互いの信頼関係のもとに協調し合い、役割を分担しながら、共通の目標の達成に向けて取り組んでいきます。

## 2 施策の基本目標

本計画は、基本理念に沿った取り組みを行うため、次の4つを基本目標として施策を展開します。なお、障がい福祉計画該当の内容については、基本目標外の施策・事業展開とし、「障がい福祉サービス」及び「日中生活支援事業」「障がい児福祉事業」等の事業量の見込みと確保の方策を別途掲載します。

### (1) 地域で生活するための支援の推進

障がいのある人が地域の中で自立して生活できるよう、関係機関との連携による保健、医療、教育、就労支援、生きがいつくりを推進します。また、障がい福祉サービスに含まれている就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の“就労を支援するサービス”や、自宅、共同生活援助（グループホーム）等の“住まいに関する支援サービス”、居宅介護、同行援護や行動援護、短期入所等の“在宅生活を支えるサービス”、さらに、相談支援、成年後見制度利用支援や移送支援などにより地域生活を支えます。

また、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などの“障がい児を支援するサービス”についても、サービス提供体制の充実に努めます。

### (2) 地域福祉の推進

『すべての人が尊重され 生涯にわたりいきいき暮らし すべての人で創る美馬市の地域共生社会』を基本理念とする「第3期美馬市地域福祉計画」との整合性を図りながら、住民同士の助け合いや、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会など福祉を担う様々な団体・組織の連携や活動推進により、障がいのある人の生活を支え、当事者の希望が尊重される地域生活の実現に向けた取り組みを推進します。特に災害など危機管理に対して、平時からの地域のつながりを深めて、災害時の安否確認や避難支援などにつながる地域づくりの支援を行います。

### (3) ユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路の段差解消などの物理的なバリア（障壁）のみならず、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁をできる限り除去することをめざして、障がいのある人の意見表明や意思疎通、情報の取得・活用等を支援し、教育を受ける権利、政治に参加する権利、働く権利等の基本的人権の保障に努めます。

また、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、生活環境をデザインするユニバーサルデザイン<sup>2</sup>の考え方に基づいたまちづくりを推進します。

加えて、障がいに基づく差別や偏見をなくすための啓発とともに広く市民に障がいの特性

---

<sup>2</sup> ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること



や障がいのある人への理解を促します。

## (4) 子どもから大人まで一貫した支援の推進

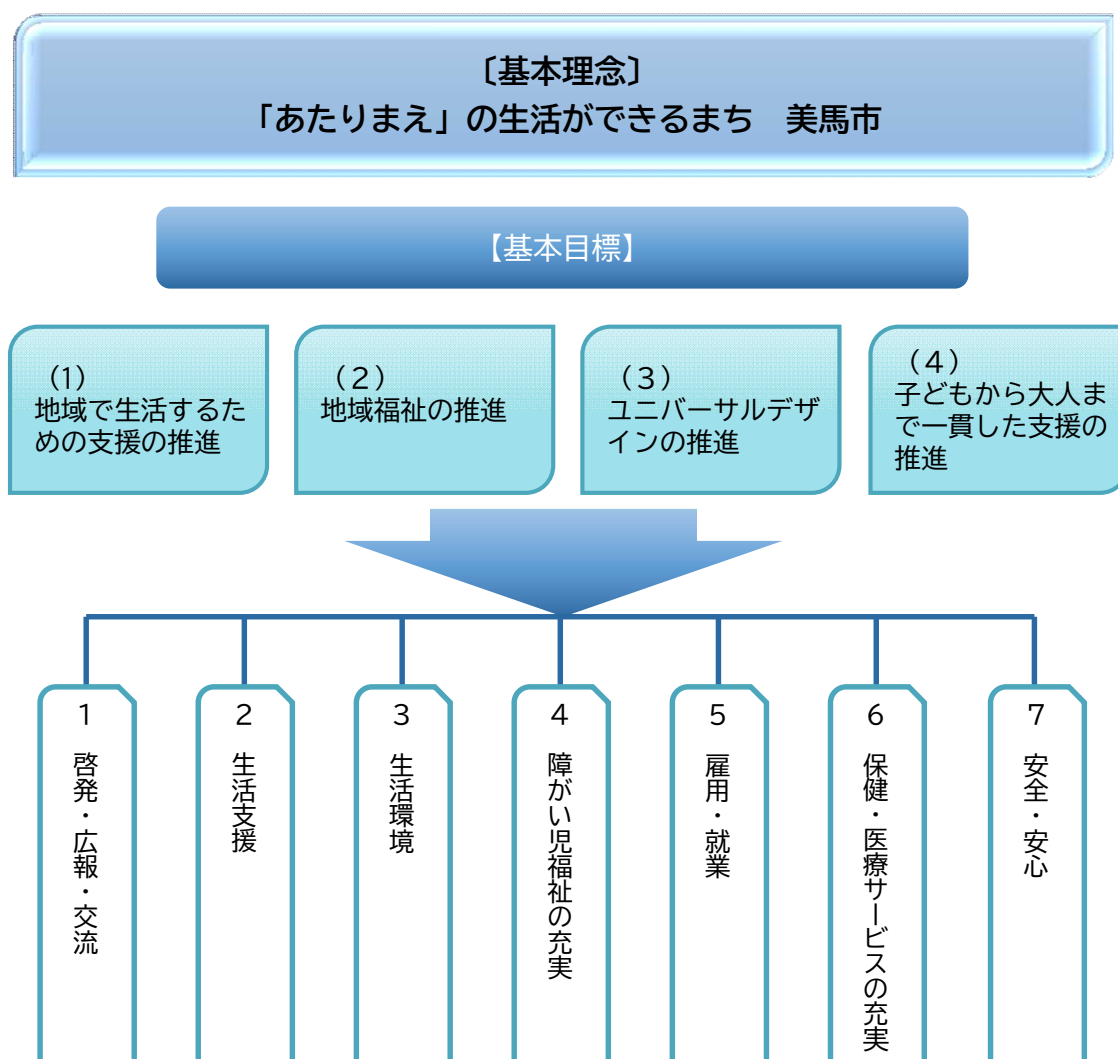
年齢や制度の枠組みにしばられず、個人の成長段階に応じて、保健・医療・福祉・教育等の必要な支援を一体的に受けられるよう関係機関で情報を共有し、乳児から成人まで一貫した支援を受けられる体制づくりを進めます。

特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育環境を充実するとともに、一人ひとりの個別最適な学びを支援し、持てる能力の発揮を促します。

学校卒業後の自立生活を支援するために、個々の障がいの状況に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図るとともに、就労機会の拡大や就労定着支援を関係機関、事業所等と連携して進めます。

高齢期には、介護保険サービスの利用も含めた地域生活を継続する支援を行います。

## 3 施策体系



# 第5章 障がい者基本計画施策の方向性

## 1 啓発・広報・交流

### 【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として安心した生活を送るためには、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが理解を深め、偏見や差別といった問題を解決する必要があります。

本市が平成18年4月に施行した「人権条例」では、人権が尊重される社会づくりを目指して、「市の責務」としては、様々な人権施策を推進することを、「市民の責務」としては、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市と協働して基本的人権が尊重される地域社会の実現に努めることを定めています。

しかしながら、実態調査の結果によると、障がいを理由にした差別や嫌な思いをした人は多く、18歳以上では約3割、18歳未満では4割以上に上ります。

障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人が必要な合理的配慮を受けて、対等な立場で地域の一員として当たり前で生活するノーマライゼーションの理念の浸透や、障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、人権教育、インクルーシブ教育に取り組みます。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 啓発・広報活動の推進

「障害者の日」「障害者週間」「人権週間」等を中心に、記念行事等での啓発活動を行うとともに、市の広報やホームページ等の様々な媒体や機会を活用して、障がいに関する理解の促進、「美馬市人権条例」の周知等、人権尊重意識の醸成に取り組みます。

#### (2) 交流・ふれあいの推進

障がいのあるなしに関わらず参加できる文化・芸術・スポーツ・レクリエーションなどの機会を地域と連携して拡充することで、多様な地域住民の交流機会を提供します。

#### (3) 人権・福祉教育の充実

各学校で実施されている体験活動やボランティア活動等を通じ、障がいのある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。また、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、市民一人一人が人権について学び、障がいのある人に対する合理的配慮や障がい特性を理解するための学習機会の充実に努めます。

## (4) 交流教育の推進

特別支援学級と普通学級、特別支援学校と普通学校など学校内や学校間等における交流教育を推進するとともに、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育に取り組めます。

### 美馬市人権条例

平成18年3月23日

条例第21号

すべての国民は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、これまで様々な人権問題の解決に取り組んできたが、今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障がい等に起因する課題が存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、少子高齢化等に伴って、人権問題は、複雑・多様化し、新たな課題も生じてきている。

このような認識に立ち、私たち一人ひとりがお互いを認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、様々な人権の擁護に関する施策(以下「人権施策」という。)を推進し、もってすべての人の基本的人権が尊重される地域社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市と協働して基本的人権が尊重される地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。また、その効果的な推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(審議会)

第5条 人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、美馬市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策についての基本的事項等を調査審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 2 生活支援

### 【現状と課題】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。

本市では相談支援事業を4事業所に委託して実施していますが、障がいのある人の様々なニーズに応えるためには今後も引き続き相談支援体制の充実に努める必要があります。

また、障がいのある人の情報取得とコミュニケーション支援として、とくしまノーマライゼーション促進協会に委託して手話通訳者の派遣を行い、社会福祉協議会に委託して手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成事業ならびに点字・声の広報等発行事業を行っています。

障がいのある人が住み慣れた地域の中での生活を続けていくために、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支える体制の充実とともに、地域移行に向けた居住支援、医療・リハビリテーションについてもきめ細かく対応する必要があります。

障がいのある人が自分の希望する暮らしを実現できるように、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の充実を図り、総合的な支援の仕組みの確立が課題となっています。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法における自立支援給付、地域生活支援事業、補装具費の支給について、基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築に取り組んでいきます。

また、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等における利用者負担軽減や障がい福祉サービスの基盤整備により日常生活への支援等を行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

さらに、地域生活支援事業において様々なメニューを積極的に取り入れ、障がいのある人の多様なニーズに応えられるようサービスの充実に取り組みます。

#### (2) 地域生活支援の推進

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において自立支援給付とともに、障がいのある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

地域において、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、身近な地域できめ細かな支援を行う視点から多様な事業の充実を図り、地域生活支援を推進します。

### (3) サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上を図るために、福祉サービス事業者がサービス従事者の研修を定期的実施することを促すとともに、第三者評価制度を利用して、客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが個々の強みを確認し、また抱える課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上へ向けて取り組むことを促進します。

### (4) 相談支援体制の充実

地域生活支援事業に位置づけられている相談支援事業を市内事業者が実施するほか、障がい者相談員、各種団体、社会福祉協議会、市も対応するなど、障がいの種別や特性に関わらず誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めています。

障がいのある人のみならず、家族、施設職員、サービス事業者からの相談にも対応して、複雑化・複合化した課題にも重層的支援体制により対応できるよう、包括的な相談支援体制を構築し、さらなる充実に努めます。

### (5) 情報バリアフリー化の推進

本市では、ふりがな表示、読み上げ機能、文字サイズの変更機能などアクセシビリティに配慮して市ホームページを作成するほか、図書館では、「広報みま」の音声資料の貸出しを行うなど市政情報のバリアフリー化に努めています。

障がい種別ごとの特性に応じた情報収集・発信手段に対応する情報提供やコミュニケーション方法の配慮を行います。

### (6) 情報提供の充実

各種広報媒体を活用し、福祉サービスや制度のわかりやすい紹介に努め、周知に取り組みます。特に、情報通信技術を最大限に活用し、健康管理や見守り支援など福祉・保健サービスでの活用に取り組みます。

### (7) コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、日常生活において意志の疎通を図ることに支障がある身体障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実します。

## (8) ボランティア活動の促進

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集や団体の活動内容などボランティア活動に関する情報を広く発信するとともに、ボランティア活動に携わる人材の育成と確保に取り組めます。

小中学校の児童生徒においても、ボランティア体験機会を充実してボランティア精神の醸成に取り組めます。

## 3 生活環境

### 【現状と課題】

障がいのある人や高齢者、乳幼児を連れた保護者などが住みよいまちは誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から生活の場や居住支援の充実を図り、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実することが求められています。

また、実態調査の結果では、住宅対策に望むこととして「住宅改造費の助成制度」に次いで「グループホーム等の整備」が挙げられており、障がいのある人の地域生活を支える上で住環境の整備が必要となっています。

本市では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設等をはじめ公園・道路など生活・移動環境の点検を実施しています。

障がいのある人の視点で、生活環境全般を点検し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを段階的・計画的に進めます。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 生活の場の充実

##### 共同生活援助（グループホーム）の充実

障がいのある人が、障がいの程度や社会適応能力にあわせて仲間と地域で生活できるよう、グループホーム等の生活の場の充実を図るとともに、今後もグループホーム等を設置する社会福祉法人などの事業拡大を支援します。

##### 施設入所支援の充実

施設入所支援は、障がいのある人に適切な住まいの場を提供するサービスであり、必要不可欠なものです。そのため施設の不足等がないよう関係機関と連絡をとりながら、サービス基盤の整備・充実に努めます。

##### 地域活動支援センターの利用促進

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの利用を促進し、障がいのある人の居場所や生きがいづくりの支援を行います。

#### (2) 居住支援の充実

##### 住宅入居の支援

民間賃貸住宅への入居にあたって、保証人がいない等の問題により入居が困難な障がいのある



る人に対し、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談・助言を相談支援事業所等と連携を図りつつ、障がいのある人の地域生活を支援します。

### 住宅改修の支援

障がいのある人が障がいに応じた居住空間を確保できるよう、個人住宅の改造・改修について住宅整備資金貸付事業の利用促進を図るとともに、自立した生活が送れるよう、改造・改修についての相談体制の充実に取り組みます。

## (3) 福祉のまちづくりの推進

### 歩道や公園等のバリアフリー化

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がいのある人に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障がいのある人が安全かつ快適に円滑な外出ができる環境整備を推進します。

### 建築物のバリアフリー化

すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法」や「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、県と連携に取り組みます。

### 道路上の障がい物除去

公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車などは、車いす利用者や視覚障がいのある人などにとって移動の障がいとなるため、関係機関と連携し、除去・撤去指導を行います。

また、市民が無意識に移動の障がいになる行為をしないよう意識啓発に取り組みます。

## (4) ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が気軽に移動できる環境を整備するため、駅前・周辺等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化整備に努め、公共交通事業者である四国旅客鉄道株式会社等に対して、障がいのある人や障がい者団体とともに駅の手すりやスロープ、多目的トイレの設置について求めています。

また、市内の掲示物や印刷物等を色覚障がい者にも見やすいカラーユニバーサルデザインに配慮するなど、生活環境全般におけるユニバーサルデザインを推進します。

## (5) 移動支援の充実

### 移動支援事業の充実

地域における自立生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がいのある人や障がいのある子どもが円滑に外出できるよう、障がい特性に応じた移動支援事業の充実に努めます。

### 移動に対する経済的支援

身体障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用や、自動車の運転に必要な改造に要する費用、移動に係る各種助成制度について周知を図り、障がいのある人の社会参加を支援します。

## 4 障がい児福祉の充実

### 【現状と課題】

発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じて一貫した支援を行うことが重要です。

市では現在、関係機関と連携を図り、訪問指導や健診、育児教室等を通して継続した保護者への支援を行っており、必要に応じて療育機関や専門医療機関等へつなげています。また、認定こども園・保育所・幼稚園や放課後児童クラブにおける障がい児を受け入れています。小中学校では、支援を必要とする子どもに対して、子どもの観察、担任からの聞き取り、保護者面談、発達検査などを調査員が行い、一人一人の教育ニーズに応じた支援体制を整えています。しかし、調査対象となる子どもは増加傾向にあり、調査員の専門性向上や専門機関との連携が課題となっています。

放課後等デイサービスの整備が一定の成果を見せる中で、利用ニーズは増加傾向にあります。スペースや設備、手厚い人員配置を必要とする肢体不自由児、重症心身障がい児等、特別な支援を必要とする障がい児向けの放課後等デイサービスの整備が必要となっています。

また、医療技術の進歩等を背景として、近年、医療的ケア児が増加している一方で、医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所は少なく、介護を行う家族への負担が大きくなっている可能性が懸念されています。家族負担の軽減等の観点から、医療的ケア児を支援する障がい福祉サービス等の充実を図っていくことが必要であり、課題となっています。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 子育て支援の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、福祉事務所、保健所、医療機関等の関係機関との連携を強め、療育相談体制の充実や認定こども園・保育所・幼稚園における障がい児保育の充実に取り組みます。

一方、障がいのある子どもを持つ親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制について、関係各課・機関と連携して充実に取り組みます。

#### (2) 特別支援教育の充実

##### 個々のニーズに応じた支援の推進

支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、「みまっこファイル」の活用等により、合理的配慮のもと継続的な適切な指導や支援に取り組みます。

教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、障がいのある子どものライフステージを見通し、長期的な視点に立って切れ目のない一貫した支援ができるよう、相談・支援体制

の整備に取り組みます。

### 支援体制の充実

学校全体で特別支援教育を行っていくために、各学校に校内教育支援委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実に取り組みます。

### 適正な就学指導

障がいのある幼児、児童、生徒の就学に関する悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談の充実に取り組みます。

### 教職員の指導力・資質の向上

保育士・教職員が障がいのある子どもの障がい特性等を正しく理解し、障がいに応じた適切な指導を行えるよう研修等の充実に取り組みます。

### 専門機関など幅広いネットワークの確立

県の「地域特別支援連携協議会」に参加するとともに、医療機関、特別支援学校、福祉機関など、幅広いネットワークを形成し、質の高い教育に向けて取り組みます。

### 学校施設等のバリアフリー化

特別な教育的支援を必要とする障がいのある子どもが安心して就園・就学できるよう、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置など施設等のバリアフリー化を推進します。

## (3) 生涯学習の充実

障がいのある人が相互の親睦や地域内での交流を積極的に行うことは、豊かな人間性をはぐくみ、社会的な自立への力を培い「生きる力」を養うとともに生活の質の向上につながります。そこで、障がいのある人がスポーツや芸術・文化に触れたり、自身が主体的に活動したりできる機会を提供することに加えて、障がいのあるなしに関わらず参加できるイベントを開催するなど、障がいのある人の生涯学習活動を支援します。

また、イベントの運営や活動に携わるボランティア等の人材育成に取り組みます。

## (4) 発達障がい児の支援体制の充実

発達障がい児への支援については、本市内には徳島県発達障がい者総合支援センター「アイリス」があり、自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などの、発達障がい児やその家族、その方々と関わりのある関係機関・団体の支援を行い、相談支援、早期発見・早期対応の充実、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援などの取り組みを進めています。

今後、情報の共有化やライフステージに応じて求められる必要な支援について、関係各機関、障がい児福祉事業所などと連携しながら、発達障がいをもつ幼児、児童、生徒に対する支援体制を充実するため、個別の教育支援計画の導入を推進します。

## （５）障がい児のサービス提供体制の整備・構築

児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援などについて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進します。

また、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携調整、情報交換に取り組みます。

## 5 雇用・就業

### 【現状と課題】

障がい者就労においては、障がいのある人も、職場において適切な配慮があればその能力を発揮し、活躍できることが多いにも関わらず、希望する人が必ずしも働くことができない現状があります。特に、知的障がいや精神障がい、発達障がいや高次脳機能障がいのある人の就労に対しては、社会的な理解が得にくい状況もあります。また、就労移行支援事業所などが行う就労後の定着支援については、長期的な視点に立ったきめ細かい支援の実施が課題です。

障害者雇用促進法においては、障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されているにも関わらず、実態調査の結果では、仕事に就くうえで必要な配慮として「職場内で、障がいに対する理解があること」「障がいの状況にあわせた、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が上位に挙げられており、配慮が十分ではないことがうかがえます。

障がいのある人の自立と社会参加が、職業を通して可能となる地域社会にしていくためには、障がいのある人一人ひとりの能力や特性等に応じた雇用・就労の支援と、職業能力開発のための職業リハビリテーションの充実が必要です。

また、地域の福祉的就労については、一般就労を目指した人が再び福祉的就労を利用することができるよう事業所の充実、支援が課題となっています。

### 【今後の取り組み】

#### （1）雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用・就業の促進のため、徳島障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を密にして、障がいのある人一人ひとりの希望や能力、必要な配慮等のアセスメントを行ったり、職場体験機会を設けたりするなど、きめ細かく就労につながる支援を行います。

事業主等に対しては、法定雇用率の周知や障がいのある人の雇用についての理解を促し、雇い入れに対する不安を払しょくするための情報提供を行います。

市職員の障がい者雇用については、美馬市障がい者活躍推進計画に基づき、雇用の拡大と体制整備に努めます。

#### （2）総合的な就労支援施策の推進

県の就労支援施策との連携を図り、職場適応訓練事業、精神障害者社会適応訓練事業への参加を促します。

また、障害者就業・生活支援センターの機能を積極的に活用し、職場適応援助者（ジョブコーチ）による就労後の適切なフォローアップを行うなど、職場適応支援を進めていくと同

時にハローワークなど関係機関と連携して、今後も「ふれあい就職面接会」への参加を促すとともに、事業主に対する啓発活動や各種助成金制度などの就労支援に関する情報提供に努め、障がいのある人の適応事業所の開拓等を積極的に進めていきます。

### (3) 福祉的就労の支援

一般就労は困難であるが、就労を希望する障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業など多様な働く場を確保し、充実をに取組みます。

また、市関連のイベント等において商品の販売スペースの確保を図り、製造販売の機会を増やすことで販売促進を支援します。

障がい福祉サービス事業所などから供給される物品は地方自治法に定める随意契約により優先的に調達し、障がい者福祉を目的とするNPO法人から優先的に物品・役務の提供を受けられるよう検討します。

## 6 保健・医療サービスの充実

### 【現状と課題】

本市では、生活習慣病の発症・重症化予防のため、健康診査や保健師・管理栄養士が個別に生活習慣の行動変容を目指す保健指導を実施しています。また、早期診断・治療のため「地域連携パス」等を活用し、医療機関との連携強化を図っています。

母子保健における取り組みとしては、母子健康手帳交付時やパパママ教室の際に、妊婦健康診査の趣旨を理解し、妊娠時の体のメカニズムを知ることにより、妊娠・出産時のリスクを減らし、低出生体重児及び疾病等の発生の予防ができるよう継続的な取り組みを行っています。

実態調査の結果では、約75%が「通院している」と回答しており、医療を必要とする人が大半となっています。

障がいのある人が地域で障がいや疾病を抱えながらも安心して生活を送るためには、適切な保健・医療サービスが提供されるとともに、保健、医療、福祉サービスの連携による継続的な地域ケア体制を整備していくことが必要であり、課題となっています。

また、リハビリテーション医療については、今後も地域において医療機関や福祉施設が連携を図りながら推進していく必要があります。地域で自立した生活を行うために、医療と福祉サービスの連携による支援策を今後さらに推進する必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 健康づくりの推進

##### 健康診査等の充実

身体障がいの原因となる糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化を予防するため、特定健康診査や各種がん検診などの健康診査体制の充実に努め、受診率のより一層の向上を図るとともに、医療機関と連携し、事後指導の強化に取り組めます。

##### 母子保健の充実

療育機関や保健所等の関係機関と連携し、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、妊産婦・新生児・乳幼児家庭訪問事業（育児支援家庭訪問事業）など、障がいの早期発見・予防・対応に取り組めます。特に、妊婦健康診査結果の早期把握を行い、妊娠期からの健康管理におけるサポート体制の充実に努めます。

##### 健康づくり活動の推進

障がいの発生を未然に予防するため、市民の健康づくり意識の高揚に努めるとともに、美馬市健康増進計画「健康みま21」等に基づき地域や家庭における市民の主体的・自主的な健康づくり活動を推進します。



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、障がいのある人や高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

地域包括ケアシステムを構成する要素は、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」「介護予防・生活支援」「すまいとすまい方」「本人の選択と本人・家族の心構え」であり、これらの要素は個々に提供されるものではなく、それぞれの役割に基づいて互いに関係しながら、また連携しながら自宅での生活を支えていくことが必要です。

従来地域医療・保健・福祉分野の支援に、精神保健の視点が入ることにより、より幅広い支援ニーズに適切な対応ができるようになります。

精神障がいの有無や程度に関わらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

## (3) こころの病の予防・支援対策の推進

こころの病の問題は誰でも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を進め、うつ病などについての正しい知識を普及し、こころの病の予防と早期の治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障がい者の地域生活を支援する障がい福祉サービス等の周知と利用の促進に取り組みます。

## 7 安全・安心

### 【現状と課題】

近年、大地震や台風被害など自然災害が頻発していることから、災害時要援護者への支援体制の確立が急務となっています。本市においても、「美馬市地域防災計画」により避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど、障がいのある人を含む災害時要援護者避難対策を推進しています。

また、障がいのある人が消費者被害等を含めた各種の犯罪に遭わぬよう、関係機関等と連携し予防対策を講じるとともに、被害に遭ったときの対応や支援する仕組みを確立する必要があります。

障がいのある人が住み慣れた環境のもとで、安心して生活していくためには、地域における防犯・防災に関する意識の啓発や障がいのある人や高齢者の安全の確保を図ることが重要です。今後、障がいのある人に配慮した防犯・防災体制の一層の充実を図るため、啓発促進に努めるとともに、緊急通報システムの構築や災害発生時における避難誘導體制の整備など、きめ細やかな対応が課題となります。

また、障がいのある人への虐待防止対策やサービス利用者の人権擁護等の課題について、関係機関等との連携を含めた対応システムを地域自立支援協議会などの活用を含めて検討することが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 防犯・防災対策の充実

##### ①防災ネットワークの構築

障がいのある人や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織等地域住民が中心となる防災ネットワークの構築に取り組みます。また、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、地域における要援護者台帳の整備、個別避難計画の策定を支援します。

##### ②情報連絡体制の整備

障がいのある人に対する災害等の緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がいのある人、障がい者団体、ボランティア団体等との連携のもと、検討・整備します。

##### ③避難所での安全確保

学校や公民館などの指定避難所は、障がいのある人等が安全に避難できるよう、バリアフリー化を推進します。

また、指定避難所での集団生活が困難な障がいのある人に対し、社会福祉施設との連携、

協力により、福祉避難所を確保するとともに、医療機関、保健機関と連携し、福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備に取り組みます

#### ④交通安全対策

障がいのある人が交通事故に遭遇するのを防ぐため、関係機関・団体と協働し、交通安全・事故防止運動を展開します。

## (2) 権利擁護対策の充実

### ①成年後見制度の普及啓発

知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者などの判断能力が十分でない方の自己決定を支援するとともに必要な保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の周知・普及に取り組みます

また、本市では成年後見制度の担い手として、身近な地域住民の感覚を活かしたきめ細やかな支援を行う市民後見人の育成を図っています。

### ②日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業について、事業の実施主体者である社会福祉協議会と連携し、利用促進につながるよう、普及・啓発に努めます。

### ③人権相談事業等の充実

障がいのある人の人権が尊重されるよう、人権擁護委員による相談業務の充実に努めます。また、障がいのある人の身体の危惧や財産管理、地域や職場での人間関係など、様々な相談に応じる障がい者相談支援センターの相談事業の周知に努めます。

### ④障がいのある人に対する虐待防止

地域、家庭、施設などで潜在する障がいのある人に対する虐待や差別について、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携して発見時に速やかに対応ができる体制やその防止策の検討を行います。

市民や事業者を対象に障害者虐待防止研修を行うとともに、虐待の通報を受け付けたときは、速やかに事実確認、訪問、対応検討会議等を実施して検証し、必要な指導、助言、支援を行います。

# 第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績

## 1 成果目標の進捗状況

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
地域生活移行支援者数	7人 (6.0%)	2人	令和元年度末までに地域生活へ移行する人の 目標値 105人×6%=6.3人(割合については、削減見込数を全入所者で除した数)
削減数	2人 (1.9%)	10人	令和5年度末時点の利用人員削減数 105人×1.6%=1.68人。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」精神障がい者地域生活支援連絡部会を協議の場とする。

### (3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所	つるぎ町と協議し、圏域に面的整備をして、地域のネットワーク構築に取り組みます。
運用状況を検証及び検討	年1回以上	年1回	「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」において、運用状況を検証及び検討の場とする。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
令和5年度末の年間一般就労者数	3人	0人	令和元年度の1.27倍以上
一般就労移行者数(就労移行支援)	1人	0人	令和元年度の実績の1.30倍以上
一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人	0人	令和元年度の実績の1.26倍以上
一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人	0人	令和元年度の実績の1.23倍以上
一般就労移行者の就労定着支援事業の利用数	1人	0人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援の開始から1年後の職場定着率	80%	0%	前年度に就労定着支援事業による支援を受け始めた人の8割以上

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
児童発達支援センター設置数	1か所	0	1事業所が開設し、設置される。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施	保育所等訪問支援事業等を通して必要なサービス量の確保に努めます。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	0	心身障がい児通所訓練委託事業等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	0	心身障がい児通所訓練委託事業等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	設置	「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」こども部会を医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場として推進します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	未配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
総合的・専門的な相談支援の実施	構築	構築	相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化に努めます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

項目	令和5年度末の目標数値	実績値	国の基本指針
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加回数	1回以上	1	職員の資質向上を図るため研修等への参加を促進します。 適切なサービスの提供を行う観点から支援計画の質の向上に向けた取り組みを進めます。

# 2 サービスの利用状況

## (1) 障がい福祉サービス

### ① 訪問系サービス

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間／月	2,250	2,300	2,300	2,260	2,312	2,311
	人／月	140	145	145	143	148	141

## ② 日中活動系サービス

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日分/月	3,100	3,100	3,100	3,092	2,968	3,004
	人/月	155	155	155	145	143	142
自立訓練 （機能訓練）	人日分/月	20	20	20	9	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日分/月	22	22	22	2	0	12
	人/月	1	1	1	0	0	1
就労移行支援	人日分/月	20	20	20	6	26	23
	人/月	1	1	1	1	1	1
就労継続支援 （A型）	人日分/月	250	250	250	329	314	341
	人/月	15	15	15	16	16	16
就労継続支援 （B型）	人日分/月	1,100	1,100	1,100	1,184	1,115	1,202
	人/月	60	60	60	59	57	61
就労定着支援	人/月	0	0	1	0	0	0
療養介護	人/月	16	16	16	16	14	14
短期入所	人/月	10	10	10	8	8	9

## ③ 居住系サービス

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	65	65	65	66	65	66
施設入所支援	人/月	102	102	102	96	93	95

## ④ 相談支援

【指定相談支援事業】		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援 （サービス利用計画作成）	人/月	90	90	90	85	79	89
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	0	0

## (2) 障がい児通所支援等

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日分/月	320	336	360	302	296	288
	人/月	40	42	45	27	32	31
医療型児童 発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分/月	590	614	638	545	550	592
	人/月	50	52	54	40	39	42
保育所等訪問支援	人日分/月	20	20	20	34	24	23
	人/月	15	15	15	17	18	17
障害児相談支援	人/月	25	25	25	19	21	22
居宅訪問型児童発 達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

## (3) 地域生活支援事業

### 【必須事業】

#### ① 理解促進研修・啓発事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	無	無	有

#### ② 自発的活動支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

#### ③ 相談支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有



④ 成年後見制度利用支援事業/成年後見制度法人後見支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	2	2	2	0	3	2
	人/年	2	2	2	2	2	3
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	有	有	有	無	無	無

⑤ 意思疎通支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数	20	20	20	18	13	13
要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	1	3	1	1
手話通訳者設置事業	有無	無	無	無	無	無	無

⑥ 日常生活用具給付事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件/月	5	5	5	1	1	1
自立生活支援用具	件/月	2	2	2	9	4	4
在宅療養等支援用具	件/月	9	9	9	6	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/月	5	5	5	5	6	6
排せつ管理支援用具	件/月	900	900	900	1,072	1,074	1,074
居宅生活動作補助用具	件/月	2	2	2	4	3	3

⑦ 手話奉仕員養成事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数	12	12	12	11	6	6

⑧ 移動支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
【移動支援事業】	人/年	30	30	30	24	25	25
	時間/年	1,700	1,700	1,700	1,749	1,937	1,937

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
【地域活動支援センター】 (地域作業所を含む)	か所	3	3	3	3	3	3
	人	350	350	350	288	346	301

【任意事業】

① 日中一時支援事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
【日中活動系サービス】	か所	8	8	8	5	5	5
	人	12	12	12	10	5	5

② 訪問入浴サービス事業

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
【日中活動系サービス】	か所	1	1	1	1	0	0
	人	1	1	1	2	0	0

③ 権利擁護支援

		第6期計画（見込量）			第6期計画（実績）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者虐待防止 対策支援	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実利用者数	1	1	1	0	0	0

# 第7章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標

## 1 成果目標

国の基本指針では、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下の項目についての成果目標を設定することとしています。本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

- ①福祉施設入所の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ①令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### 【成果目標】

項目	数値等	国の基本指針
令和4年度末入所者数	93人	令和4年度末時点の利用人員実績
【目標値】 地域生活移行支援者数	6人 (6.5%)	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の 目標値 $93人 \times 6\% = 6人$ (割合については、削減見込数を全入所者で除した数)
【目標値】 令和8年度末入所者数	88人	令和8年度末時点の利用人員見込み $93人 \times 95\% = 88$

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ② 精神病床における1年以上入院患者数（都道府県が設定）
- ③ 令和8年度末までの精神病床における早期退院率
  - ・入院後3か月時点の退院率：68.9%以上
  - ・入院後6か月時点の退院率：84.5%以上
  - ・入院後1年時点の退院率：91.0%以上

※これらの項目については都道府県ごとに設定されます。本市では関係機関と連携し、上記目標値の達成に取り組みます。

## (3) 地域生活支援の充実

### 【国の基本指針】

- ① コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ② 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

### 【成果目標】

項目	数値等	国の基本指針
①【目標】 地域生活支援拠点等の機能の充実 運用状況を検証及び検討	実施 年1回以上	つるぎ町と協議し、機能の充実に向けた検討を行い、「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」において、運用状況の検証及び検討を行います。
②【目標】 強度行動障害を有する者に対する 支援体制の充実	実施	強度行動障がい者の実態を把握して、当事者や家族等が抱える課題解決のために取り組みます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ③ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### 【成果目標】

項目	数値等	国の基本指針
令和3年度の年間一般就労者数 (基準値) (A)	1人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
①【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	2人	(A) × 1.28
②【目標値】 就労移行率が5割以上の事業所数 及び割合(%)	1か所 (100%)	令和8年度における就労移行率が 5割以上の事業所割合が5割
令和3年度末の就労定着支援事業 利用者数 (B)	0人	
③【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業 利用者数	1人	(B) × 1.41
④【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数 及び割合(%)	1か所 (100%)	事業終了後一定期間の就労定着率が 7割以上の事業所割合が2割5分

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等（第3期障がい児福祉計画）

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ② 保育所等訪問支援を提供できるように、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

### 【成果目標】

項目	数値等	国の基本指針
①【目標値】 児童発達支援センター設置数	1か所	1事業所が開設し、設置される。
②【目標値】 保育所等訪問支援事業等の実施	実施	保育所等訪問支援事業等を通して必要なサービス量の確保に努めます。
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	1か所	心身障がい児通所訓練委託事業等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	1か所	心身障がい児通所訓練委託事業等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
④【目標値】 医療的ケア児支援のための 関係機関による協議の場	設置	「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」こども部会を医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場として推進します。
④【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目指します。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- ① 各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施・相談支援体制の強化・関係機関等の連携を図る基幹相談支援センターを設置等
- ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

項目	数値等	国の基本指針
①【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施	構築	相談支援事業所とも連携し、相談支援体制について充実・強化に努めます。
②【目標】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	「美馬市・つるぎ町自立支援協議会」において事例検討を通じたサービス基盤の開発に取り組みます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

### 【国の基本指針】

- ① 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

項目	数値等	国の基本指針
①【目標】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加回数	1回以上	職員の資質向上を図るため研修等への参加を促進するとともに報酬の審査体制の強化に努めます。

# 第8章 障がい福祉サービス等の見込み

## 1 障がい福祉サービスの見込みと確保のための方策

第6期障がい福祉計画（令和3年度から令和5年度）の見込値と実績値を比較し、かつ、実績値の推移を検証することによって第7期障がい福祉計画におけるサービス量を見込みます。

※令和5年度の値については、令和5年9月までの実績をもとに見込んだものです。

### (1) 訪問系サービス

事業名	内容
居宅介護	障がいのある人や障がいのある子どものいる家庭に対して、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたるサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護が必要な人に対して、居宅における生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。



## 【実績及び見込量】

利用人数は横ばいからやや減少しています。

見込量については、利用人数は今後、微減と見込んでいますが、一人当たりの利用時間数が増加傾向であることから時間数は増加で見込んでいます。

【訪問系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間／月	1,840	1,870	1,860	1,900	1,920	1,940
	人／月	117	120	113	113	113	113
重度訪問介護	時間／月	257	253	256	260	266	260
	人／月	10	11	12	12	12	11
同行援護	時間／月	163	189	195	200	205	200
	人／月	16	16	16	16	16	15
行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	1	0	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
合計	時間／月	2,260	2,312	2,311	2,360	2,391	2,400
	人／月	143	148	141	142	142	140

## 【見込量の確保の方策】

今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、身体・知的・精神の各障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、利用実績が多くないことから、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めるとともに、事業者の確保にも努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### 生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）

事業名	内 容
生活介護	常時介護が必要な人に対して、昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	機能訓練では地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人や難病等対象者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活訓練では地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【実績及び見込量】

生活介護の利用人数は、微減傾向ですが、利用日数は、横ばい状態にあります。自立訓練のうち機能訓練は、直近2年間の利用がありませんでした。生活訓練の利用は令和5年度に1人となっています。

今後の見込量については、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向等を考慮し推計を行っています。

【日中活動系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分/月	3,092	2,968	3,004	2,969	2,955	2,918
	人/月	145	143	142	139	137	134
自立訓練 （機能訓練）	人日分/月	9	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日分/月	2	0	12	9	9	9
	人/月	0	0	1	1	1	1

## 日中活動系サービス（就労支援）

事業名	内容
就労移行支援	一般就労などを希望し、単独で就労することが困難な 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動や職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、生産活動その他の活動機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。（令和7年10月開始予定）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人からの相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

### 【実績及び見込量】

就労移行支援の利用人数は横ばいですが、就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）は増加しています。

今後の見込量については、直近の利用者の動向等を考慮し推計を行っています。

【日中活動系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分／月	6	26	23	22	20	19
	人／月	1	1	1	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日分／月	329	314	341	371	402	412
	人／月	16	16	16	17	18	18
就労継続支援（B型）	人日分／月	1,184	1,115	1,202	1,229	1,256	1,263
	人／月	59	57	61	63	65	66
就労選択支援	人／月	-	-	-	0	1	1
就労定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

## 日中活動系サービス（療養介護・短期入所）

事業名	内容
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人や障がいのある子どもに対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 【実績及び見込量】

療養介護の利用人数は横ばいですが、短期入所（ショートステイ）の利用人数は微増傾向となっています。

今後の見込量については、それぞれ実績に応じて、横ばいと微増で見込んでいます。

【日中活動系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	16	14	15	15	15	14
短期入所 (ショートステイ)	人/月	8	8	9	9	10	10

### 【見込量の確保の方策】

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握してサービス提供事業者の情報を提供します。

就労移行支援事業については、今後も就労移行者の受け入れについて、地域の関係機関の連携や企業の雇用環境の充実を進めていくとともに、一般就労へ移行促進するため、一般就労を目指す利用者の支援を充実させる必要があります。

就労継続支援事業については、工賃水準向上の取り組みを行いながら、サービス提供体制の確保を図るとともに、サービスを必要とするが利用につなげていない人の掘り起こしを一層進めていきます。

短期入所に関しては、身近なサービス提供体制を今後も確保します。

### (3) 居住系サービス

事業名	内容
自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた人が地域での単身生活を希望する場合、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報提供や相談・援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(グループホーム)では、日中の就労又は就労継続支援等を利用している障がいのある人に対して、主に夜間において共同生活を行う住居で、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護などを行います。

#### 【実績及び見込量】

利用実績については、共同生活援助(グループホーム)は微増傾向、施設入所支援は微減傾向で推移しています。

共同生活援助(グループホーム)については、施設入所者の地域生活への移行の受け皿として増加するものと見込んでいます。

施設入所者については、令和8年度において、地域生活への移行に伴い令和4年度時点における利用者の約6%の減少の目標値を設定しており、今後については減少していくものと見込んでいます。

【居住系サービス】		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	66	65	66	67	69	70
施設入所支援	人/月	96	93	95	93	91	88

#### 【見込量の確保の方策】

障がいのある人の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域における居住の場である共同生活援助事業の推進に努めます。

#### (4) 指定相談支援事業

事業名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人に対し、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後のサービス事業所等との連絡調整・計画の作成及び一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設等に入所している障がいのある人及び入院中の精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	ひとり暮らしの障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

#### 【実績及び見込量】

計画相談支援の利用人数は、令和4年度に一旦減少しましたが、令和5年度には増加に転じています。今後はサービス利用者数の増加を見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援は、過去にそれぞれ1人の利用実績のみで、近年の利用がないことから利用を見込んでいません。

【指定相談支援事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	人/月	85	79	89	95	101	106
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	0	0	0	0	0

#### 【見込量の確保の方策】

相談支援事業を行うにあたり、計画相談支援事業の対象者が拡大したことから、今後の相談支援事業の提供体制の確保が必要です。そのため、近隣自治体や県などと連携しながら、相談支援相談員等の確保と質の向上・育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、相談があった時に適切に対応できるよう、近隣自治体や民間事業者などの関係機関との連携を十分に行い、相談支援体制の連携強化に努めます。

## 2 障がい児通所支援等の見込み

本事業は、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」に該当する事業です。

### (1) 障害児支援・障害児相談支援

事業名	内容
児童発達支援	療育の必要な未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に対して、保育所等へ訪問して障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する児童や保護者の意向等を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

## 【実績及び見込量】

児童発達支援の利用者数は増加傾向ですが、一人当たりの利用日数は減少しています。放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用実績は増加傾向にあります。

見込量については、障がいのある児童のニーズ等を勘案し、今後も増加すると見込んでいます。

【障害児通所】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分／月	302	296	288	293	303	285
	人／月	27	32	31	34	38	39
医療型児童発達支援	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分／月	545	550	592	610	643	661
	人／月	40	39	42	42	43	43
保育所等訪問支援	人日分／月	34	24	23	26	27	26
	人／月	17	18	17	20	21	21
障害児相談支援	人／月	19	21	22	24	26	27
居宅訪問型児童発達 支援	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

## 【見込量の確保の方策】

子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策及び母子健康法に基づく母子保健施策との連携に取り組めます。

さらに、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービスを提供する事業所及び相談支援事業所と連携を図るため、関係機関、関係団体、支援事業所の連携体制の確保取り組めます。



### 3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、これに限らず市の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっています。そこで、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な実施取り組みます。

#### 【必須事業】

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント開催、啓発活動等行います。

#### 【実績及び見込量】

【地域生活支援事業／必須事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	有	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。

#### 【実績及び見込量】

【地域生活支援事業／必須事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

### (3) 相談支援事業

障がい者相談支援事業は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の福祉サービスの利用支援等、障がい者等が権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業などの業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

住居入居等支援事業（居住サポート事業）は、一般住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居支援や家主等への相談などを通じて地域生活を支援します。

しかしながら、これまでに基幹相談支援センター等機能強化事業及び住居入居等支援事業（居住サポート事業）の市における実績はなく、今後事業の検討を進めます。

#### 【実績及び見込量】

【地域生活支援事業／必須事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	1
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

#### (4) 成年後見制度利用支援事業/成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業は、知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用に要する費用の一部を補助する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見実施のための研修や法人後見の活動の推進や支援をします。

##### 【実績及び見込量】

【地域生活支援事業／必須事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	3	3	4	4	4
	人/年	2	2	3	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	有	有

#### (5) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、意思疎通を支援します。手話通訳者設置事業は、聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に、手話通訳者を設置し、意思疎通を支援します。

##### 【実績及び見込量】

【地域生活支援事業／必須事業】 意思疎通支援事業		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数	18	13	13	10	10	10
要約筆記者派遣事業	人/年	3	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	有無	無	無	無	無	無	無

## (6) 日常生活用具給付事業

重度障がい者等の日常生活の便宜を図るため、下記の日常生活用具を給付します。

介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊マット・訓練用ベッド等

自立生活支援用具：入浴補助用具・便器・頭部保護帽等

在宅療養等支援用具：透析液加温器・吸入器・電気式たん吸引器等

情報・意思疎通支援用具：点字ディスプレイ・視覚障がい者用拡大読書器等

排せつ管理支援用具：ストマ装具・紙おむつ等

居宅生活動作補助用具：住宅改修費

### 【実績及び見込量】

【日常生活用具給付事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件/月	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/月	9	4	4	4	5	5
在宅療養等支援用具	件/月	6	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/月	5	6	6	7	7	8
排せつ管理支援用具	件/月	1,072	1,074	1,074	1,099	1,124	1,148
居宅生活動作補助用具	件/月	4	3	3	4	4	4

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や広報活動など支援者として、手話奉仕員の養成研修を行います。

### 【実績及び見込量】

【意思疎通支援事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人)	11	6	6	5	5	5

## (8) 移動支援事業

屋外で移動が困難な障がいのある人に対して、社会参加を促進するため、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動支援を行います。

### 【実績及び見込量】

		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【移動支援事業】	人/年	24	25	25	24	23	21
	時間/年	1,749	1,937	1,937	1,979	2,012	1,942

## (9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

### 【実績及び見込量】

		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【地域活動支援センター】 （地域作業所を含む）	か所	3	3	3	3	3	3
	人/月	288	346	301	275	249	226

## 【任意事業】

### (1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、障がいのある人等を日常的に介護している家族の支援を行います。

#### 【実績及び見込量】

【日中活動系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
	人	10	5	5	4	4	4

### (2) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により家庭において入浴サービスを提供し、障がいのある人の福祉の増進に取り組みます。

#### 【実績及び見込量】

【日中活動系サービス】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	か所	1	0	0	0	0	0
	人	2	0	0	0	0	0

### (3) 権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進します。

障がい者虐待防止対策支援は、障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援のため、地域における関係機関の支援体制の強化や協力体制の整備に取り組みます。

【地域生活支援事業／任意事業】		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

対策支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
------	-------	---	---	---	---	---	---

#### (4) 生活サポート事業

介護給付の支給決定が非該当な人について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、市の判断により、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

#### (5) 自動車改造費用助成事業

就労等のため重度の身体障がいのある人が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する際の改造費用について助成します。

具体的には、身体障がいのある人で重度の上肢障がい、下肢障がい又は体幹機能障がいを有し、一定所得以下の世帯に属する方に、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する際の費用の一部を助成します。

#### (6) スポーツ・レクリエーション教室開催等

障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ等に触れる機会を提供します。

#### (7) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを提供します。

# 第9章 計画の推進に向けて

## 1. 施策の推進と取り組み

### (1) 地域社会の理解促進

発達障がいや高次脳機能障がい並びに難病患者等については、見た目には障がいがあることが分かりにくいことから、障がいについて理解されずに周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校や職場、地域で困難を抱えたりすることがあります。

障がいや障がいのある人についての正しい理解をさらに深めていくために、社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

### (2) 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。障がいのある人が、地域行事や各種イベントに積極的に参加していきけるよう、参加しやすい環境づくりに努めます。

### (3) 外出支援の充実

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として移動支援事業を実施し、身体障がいや知的障がいのある人など、障がいにより外出が困難な人の移動を支援します。また、当事者の声を聞きながら包括的な移動支援の仕組みづくりを目指します。

### (4) 障がい者（児）のニーズ把握・反映

障がいの重複化や障がい福祉制度の谷間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討など、様々な障がいのある人のニーズに柔軟に対応する谷間のない障がい福祉施策の推進が求められています。

出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいの特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。

施策の内容や提供方法などについて、「美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会」などを活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



## (5) 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保

多様な障がい特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。

それぞれの地域で、誰もが施設と在宅の区別なく、適切な医療的ケア等の支援を安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、質の向上に向けた研修等を実施し、福祉人材の育成・確保に努めます。

## 2. 推進体制の整備

### (1) 庁内の推進体制の整備

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識の習得と意識の向上に取り組みます。

### (2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの市民の参加が不可欠です。

市民や地域の団体、市内事業所等も含めて行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

### (3) 計画の評価・管理体制

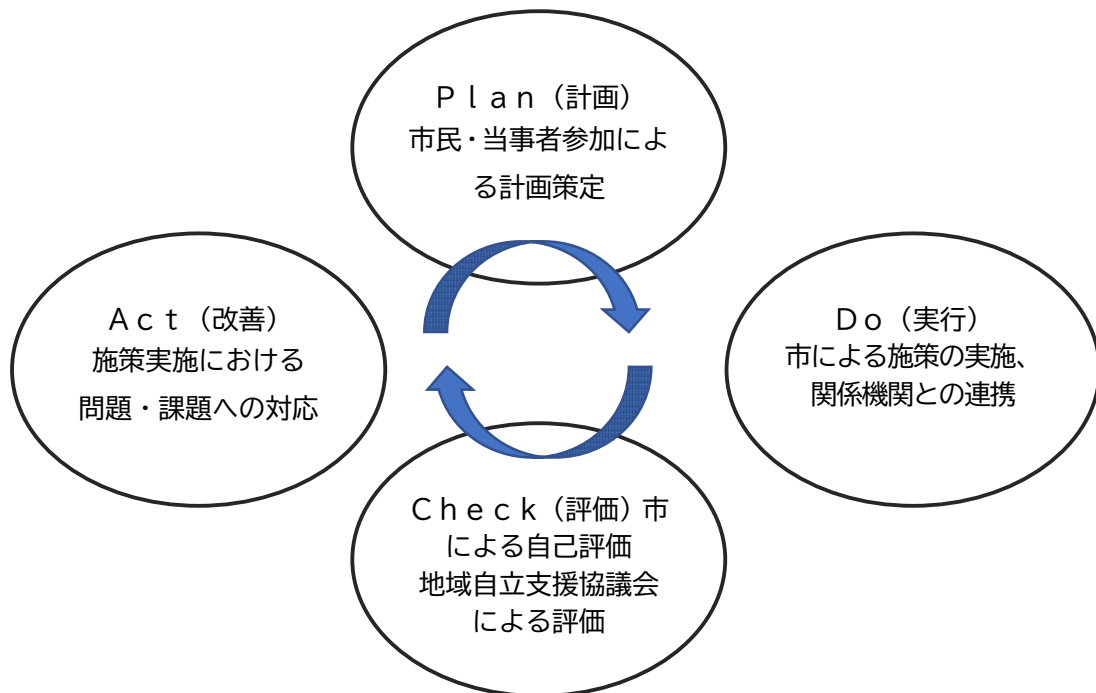
障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査評価・把握するとともに、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に今後も努めます。

また、本計画の実施状況は定期的に「美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会」に報告し、成果目標・活動指標等について評価・検証を行うとともに、その結果を市ホームページ等を通じ公表します。

そして、計画推進における課題の確認と改善方策の検討を進め、美馬市障がい者基本計画等策定委員会での検証に向けた情報提供を行います。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

## 【計画の進行管理イメージ】



### (4) 連携・協力体制の確保

本計画の推進にあたり、障がいのある人の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生・児童委員、さらに地域団体との連携・協力に取り組みます。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、本市における取り組みだけではなく、徳島県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整が必要不可欠であり、適宜、連携・協力を図りながら、計画の推進に努めます。

### (5) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を市民の理解を得ながら広く推進するために、関係機関・団体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、市民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

また、本計画の趣旨や施策、実施状況等については、市ホームページ等を通じ、広く情報提供を行い、市民の理解促進に取り組みます。

